

令和2年度 荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 第6回協議会・幹事会資料

(1) 減災目標を達成するための取組状況報告

(2) 話題提供

構成員の補強（福祉部局）について

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

マイ・タイムライン講習会の事例

「逃げキッド」（マイ・タイムライン検討ツール）

パンフレット「水害からあなたと家族の大切な命を守るために」（2020.4 発行）
（荒川浸水想定区域図及びマイ・タイムライン）

荒川水系既存ダム連絡会について

水害リスクラインによる水位情報の提供

提案議題について

(3) 参考資料

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく荒川流域の減災に係る取組方針
（平成30年4月16日）

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 取組一覧

令和2年3月時点

凡例
上段黒書き:取組方針※による実施予定
下段赤書き:取組の実施状況(進捗状況)

今回更新箇所

※取組方針:荒川流域の減災に係る取組方針(平成30年4月16日)

減災のための取組項目 (概ね5年間)				羽越河川国道		新潟県		新潟地方気象台		村上市		関川村		胎内市		荒川水力電気		赤芝水力発電		東北電力	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
		・河道掘削 ・侵食対策	T,U	・洪水を安全に流すため及び危機管理型のハード対策を推進する。 海老江地区の河道掘削を実施(事業継続中)	引き続き実施 引き続き実施	・洪水を安全に流すためのハード対策を推進する。 越江沢川、山田川、前川、大溝川、藤沢川の河道掘削及び伐木を実施	引き続き実施 引き続き実施														
■危機管理型ハード対策																					
		・堤防天端の保護	V	・堤防天端の保護	完了																
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																					
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備		O,Q	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の検討・配備 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施	引き続き実施 引き続き毎年実施	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 【R1.6.4】荒川水系県管理河川において、関川村と重要水防箇所合同巡視を実施【R1.6.16】荒川合同巡視を実施。	引き続き実施 引き続き毎年実施			・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施	引き続き実施 引き続き毎年実施	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施	引き続き実施 引き続き毎年実施	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施	引き続き実施 引き続き毎年実施						
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計(危機管理型水位計含む)や量水標等の設置		L,J	・簡易水位計の設置 【H30】直轄管理区間に7箇所、支川に1箇所設置 【H31】簡易型河川監視カメラを4基設置。	H28年度から順次整備 H29年度から順次整備	・水位計・量水標の設置 ・洪水危険箇所における河川カメラ設置 【H30】危機管理型水位計等の設置を羽越河川国道と調整(国で水位計を設置) 【H31】簡易型河川監視カメラを1基設置予定(鷹ノ巣)	H28年度から検討 H30年度実施														
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																					
■情報伝達、避難計画等に関する事項																					
	①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実(推移、気象、カメラ映像、ホットラインなど)		G,H,I,J	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 平成29年5月22日よりプッシュ型の洪水予報等の情報発信を開始	順次実施 引き続き実施	・新潟県河川防災情報システムの改良及びスマートフォン向け画面の検討 ・隣県水位局の情報を掲載 ・洪水時における水位の緊急速報メールの検討 ・平成29年4月からスマートフォン向け画面を公開 ・隣県水位局の情報は新潟県河川防災情報システムに掲載(公開)済み ・視認性向上及び操作性向上のため新潟県河川防災情報システムを改良し運用開始(R1.6.13) ・登録型メール配信サービス「防災速報@新潟県」による河川防災情報等の配信開始(R1.7.3) ・一般県民向けに洪水・土砂災害・津波ハザードマップを開覧する機能などを有する防災アプリ「新潟県防災ナビ」の運用開始(R1.7.3)	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	引き続き実施 引き続き実施	引き続き実施 引き続き実施	防災メール等について、更なる普及のため周知・広報を実施する。 【随時】市HP等で周知	引き続き実施 引き続き実施	緊急速報メール等について、更なる普及のため周知・広報を実施する。 広報誌・HP等による周知を実施	引き続き実施 引き続き実施	緊急速報メール等について、更なる普及のため周知・広報を実施する。 市報等による周知を実施する。2019.6.1号市報たいない	引き続き実施 引き続き実施	ダム放流にサイレン・スピーカー等による周知を実施する。 R2放流警報装置(サイレン・スピーカー設備)更新予定	引き続き実施 引き続き来年度以降も実施。	ダム放流にサイレン・スピーカー等による周知を実施している。	引き続き実施 引き続き実施	・ダム放流にサイレン・スピーカー等による周知を実施する。 ダム放流にサイレン・スピーカー等による周知を実施している。	引き続き毎年実施 引き続き来年度以降も実施。
	②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善		C	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など 国管理区間のタイムラインは策定済み、今後は検証と改善を行う	順次実施 引き続き実施	・県管理区間のタイムラインに必要な水位情報等の提供など ・荒川(県管理区間)のタイムライン策定済み(ホットラインも構築)、今後は検証と改善を行う ・タイムラインを策定しない水位周知河川以外の河川において、関係機関が連携し流域雨量指数を用いた水害危険性の周知に関する取組を気象庁(新潟地方気象台)とともに検討	順次実施 引き続き実施 引き続き実施	北陸地整・県・市・村と共同し、整備・改善を支援 避難判断基準の検討については、市町村訪問により、H31.3改定の避難勧告等に関するガイドラインに沿った避難判断基準の解説を実施し、市町村支援を行う。 また、これにあわせて台長による首長訪問を実施し、市町村との連携強化を図る。 【H31.4月-R01.8月】県内全市町村への首長訪問、防災担当者打合せを実施。	順次実施 引き続き実施	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など 国管理区間のタイムラインは策定済み、今後は検証と改善を行う	順次実施 引き続き実施	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など 国管理区間のタイムラインは策定済み、今後は検証と改善を行う	順次実施 引き続き実施	・タイムラインの作成 ・必要に応じて、水位情報等の提供など 国管理区間のタイムラインは策定済み、今後は検証と改善を行う	順次実施 引き続き実施						

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 取組一覧

令和2年3月時点

凡例
上段黒書き:取組方針※による実施予定
下段赤書き:取組の実施状況(進捗状況)

今回更新箇所

※取組方針:荒川流域の減災に係る取組方針(平成30年4月16日)

減災のための取組項目 (概ね5年間)	羽越河川国道	新潟県	新潟地方気象台	村上市	関川村	胎内市	荒川水力電気	赤芝水力発電	東北電力
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組									
■情報伝達、避難計画等に関する取組									
③ 想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫 想定区域の公表	D,E F	・想定最大規模降雨の荒川浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の荒川氾濫シミュレーションの公表 令和2年1月27日に公示・公表	H28年度から実施 引き続き実施	想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表を行う。 ・荒川下流域の県管理河川(堀川、烏川、乙大日川)の浸水想定区域を策定中	H28年度以降検討 引き続き実施				
④ 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D,E F,K	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。 令和2年1月27日に公示・公表	H28年度から実施 引き続き実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。 荒川の浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域を公表(平成30年6月29日に公示・公表) 荒川下流域の県管理河川(堀川、烏川、乙大日川)の浸水想定区域を策定中	H28年度以降検討 H30 実施 引き続き実施	・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。 令和2年5月荒川最大浸水想定ハザードマップを住民に配布し、以降住民説明会を開催予定。 H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。 検討中	H29年度以降検討 該当地区なし	H29年度以降検討
⑤ 参加市・村による広域避難計画の策定及び支援	D,E	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 令和2年1月27日に浸水想定区域図を公示・公表	H28年度から順次実施 引き続き実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・市村間の調整や運営上の課題への支援 引き続き作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・必要に応じて市村間の調整や運営上の課題への支援	引き続き実施 引き続き実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 市町村要請により、気象部分の助言支援を行う。 H28年度から順次実施	・北陸地整、県、関係市村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難の現実性について検討する。 H28.11月胎内市と広域避難協定を締結 継続	・北陸地整、県、関係市村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難の現実性について検討する。 検討中	H29年度から検討 H28.11月村上市と広域避難協定を締結 継続
⑥ 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D,E F	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 【H30】浸水ナビ、ハザードマップポータルサイトへ掲載した。 浸水想定区域図のパンフレットを作成し、出前講座等で活用予定。 【H30.9.5】ハザードマップの作成や取組状況を把握するための打合せを県市村と実施	H28年度から実施 引き続き実施			・ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。 令和2年5月荒川最大浸水想定ハザードマップを住民に配布(5/1に実施)し、以降住民説明会を開催予定。(説明会は感染拡大防止から実施しない) R1年度実施	H29年度以降検討 2020年度にハザードマップ見直しを行い、全戸配布により周知する予定。 2020年度実施予定	H29年度以降検討 令和3年度に水害ハザードマップを修正し全戸配布やHPに掲載し周知する予定。 R3年度実施予定	H29年度以降検討
⑦ 水位予測の検討及び精度の向上	B	・現状予測期間(～3時間)・更に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。 平成29年度に洪水システムの改良を実施	順次実施 完了	上流水位局による下流水位予測の検討 ・タイムラインを策定しない水位周知河川以外の河川において、関係機関が連携し流域雨量指数を用いた水害危険性の周知に関する取組を気象庁(新潟地方気象台)とともに検討	H28年度から検討 引き続き実施				データの情報提供 順次実施
⑧ 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J			・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化 ・「危険度の色分け表示」、「警報級の可能性」、「危険度分布(メッシュ情報)」の提供中 減災協議会等での危険度分布の紹介実施しメッシュ情報の普及啓発を図った。	H29年度出水期から実施 H29年度出水期から実施				検討中(R2.3現在) 引き続き検討

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 取組一覧

令和2年3月時点

凡例
上段黒書き:取組方針※による実施予定
下段赤書き:取組の実施状況(進捗状況)

今回更新箇所

※取組方針:荒川流域の減災に係る取組方針(平成30年4月16日)

減災のための取組項目 (概ね5年間)	羽越河川国道	新潟県	新潟地方気象台	村上市	関川村	胎内市	荒川水力電気	赤芝水力発電	東北電力
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組									
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組									
①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施。	順次 毎年実施 引き続き 毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施 【R1.6.4】荒川水系県管理河川において、関川村と重要水防箇所合同巡視を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施。	順次 毎年実施 引き続き 毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施。	順次 毎年実施 引き続き 毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施 【R1.6.16】荒川合同巡視を実施したが、区長等参加なし。次年度より桃崎浜集落(区長)に早めに参加について依頼する	順次 毎年実施 引き続き 毎年実施
②小中学校等における水災害教育を実施	A	・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っている。 【R1】3校延べ5回の出前講座を実施。 支援実施校である金屋小学校と防災カードゲームを用いた防災教育を実施。	引き続き 実施 引き続き 実施	・新潟県防災教育プログラム【洪水災害編】を作成済み。 ・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っている。 【現状実績なし】	引き続き 実施 引き続き 実施	・教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。 H28年度から実施 地域が連携した実践的な防災教育を実施	引き続き 実施 引き続き 実施	地域が連携した実践的な防災教育を実施	引き続き 実施 R2年度から実施
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A	・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っている。 【H31～】H30に作成した浸水想定区域図パンフレットを活用した出前講座を、市村と連携し実施する。	引き続き 実施 引き続き 実施	・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っている。 【現状実績なし】	引き続き 実施 引き続き 実施	・関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。 H28年度から実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施 H29年度から実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施 H29年度から実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施 H29年度から実施
④まるごとまちごとハザードマップを整備	D,F I	・市村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供 【実績なし】	順次実施 引き続き 実施	・ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成と公表 荒川下流域の県管理河川(堀川、烏川、乙大日川)の浸水想定区域を策定中	引き続き 実施 引き続き 実施	・まるごとまちごとハザードマップを検討 【検討中【R2.3現在】	順次実施 引き続き 検討	・まるごとまちごとハザードマップを検討 【検討中【R2.3現在】	順次実施 引き続き 実施
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料(浸水実績含む)を作成・配布・周知	H	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 HPで減災対策協議会について広報	H28年度から実施 引き続き 実施	・洪水時の情報収集や避難の判断基準等を一般住民に理解してもらえ家庭向けのチラシを作成し、ホームページで公表 ・チラシを市町村や県地域整備部へ配布 引き続き 実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 引き続き 実施	H28年度から実施 引き続き 実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 引き続き 検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 令和2年5月に市報に特集を組み配布する予定	H29年度から検討 R2年度から実施
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K					・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 【随時】自主防災組織への啓発や講演、研修会等を実施	引き続き 実施 引き続き 実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 隔年の村の防災訓練により実施 防災士資格取得の積極的な推進	引き続き 実施 引き続き 実施
⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)	A	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等) 【H29.5.27】平成29年度荒川総合水防演習を実施 【H29.8.26】羽越水害50年シンポジウムを実施	H28年度から実施 完了	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等) 【H29.5.27】平成29年度荒川総合水防演習を実施 【H29.8.26】羽越水害50年シンポジウムを実施	H28年度から実施 完了	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等) 【H29.5.27】平成29年度荒川総合水防演習を実施 【H29.8.26】羽越水害50年シンポジウムを実施	H28年度から実施 完了	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等) 【H29.5.27】平成29年度荒川総合水防演習を実施 【H29.8.26】羽越水害50年シンポジウムを実施	H28年度から実施 完了

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 取組一覧

令和2年3月時点

凡例
上段黒書き:取組方針※による実施予定
下段赤書き:取組の実施状況(進捗状況)

今回更新箇所

※取組方針:荒川流域の減災に係る取組方針(平成30年4月16日)

減災のための取組項目 (概ね5年間)		羽越河川国道		新潟県		新潟地方気象台		村上市		関川村		胎内市		荒川水力電気		赤芝水力発電		東北電力	
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																			
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																			
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	M	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】直轄管理区間の洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】直轄管理区間の洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練への支援 【H31.4.26】直轄管理区間の洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】直轄管理区間の洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】直轄管理区間の洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】直轄管理区間の洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H31.4.26】洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【R1.4.26】洪水対応演習(情報伝達訓練)を実施	引き続き毎年実施
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	U,L M	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【R1.6.16】国交省や沿川自治体等と合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【R1.6.4】県管理河川を沿線自治体等と合同巡視を実施 【R1.6.16】国交省や沿川自治体等と合同巡視を実施	引き続き毎年実施			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【R1.6.16】国交省や沿川自治体等と合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【R1.6.16】国交省や沿川自治体等と合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視に参加 【R1.6.16】国交省や沿川自治体等と合同巡視を実施	引き続き毎年実施						
③県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	O,P	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・関係機関等の要請により、訓練への支援 要請に応じ、適宜参加	引き続き実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 【R1.6.16】荒川水防訓練を実施。	引き続き毎年実施
④水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	N,P							・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 【随時】市HP等で周知	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 【随時】市HP等で周知	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 【随時】市HPや広報誌で周知 2020年度	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 【R2.2.1号の市報とHPにより団員募集を周知。 ・R1.11月「消防団通信」により団員募集を周知(年1回発行、全戸回覧)	引き続き毎年実施				
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	O	・水防技術講習会に参加 R1水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加 R1水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 【H28.11.28～29】水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加 ・R1年度不参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加 参加を検討する	引き続き実施	・水防技術講習会に参加 ・R1年度は不参加。	検討				
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	Q	・復旧活動の拠点等配置計画を検討 検討中	H28年度から検討 引き続き実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討 検討中	H28年度から実施 引き続き検討														
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																			
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う 施設管理者から問い合わせに対応	引き続き実施 引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う ・要配慮者利用施設向け啓発チラシを作成済み ・要配慮者利用施設管理者へ説明会を実施(H29.3.27に下越地区を対象に実施) ・H30年度に新発田市で先行モデルとして、避難確保計画策定に取組むこととしており、この策定に関する情報等を、他市町村へ水平展開を図ることで、計画策定への支援を図る	引き続き実施 H28年度実施済 引き続き実施			・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 【随時】要配慮者施設へ計画策定に向けた支援を実施	H28年度から実施 引き続き実施	・要支援者施設における避難計画策定の推進を行う。 【随時】要配慮者施設へ計画策定に向けた支援を実施	H28年度から実施 引き続き実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 施設の避難訓練に市職員も参加し計画がある事を確認した。次年度以降も計画の確認と策定の推進を行う。 ・ケアマネ研修会に防災担当職員が参加し防災講和及びワークショップの指導等を実施した。	H28年度から実施 引き続き実施						

凡例
上段黒書き:取組方針※による実施予定
下段赤書き:取組の実施状況(進捗状況)

今回更新箇所

※取組方針:荒川流域の減災に係る取組方針(平成30年4月16日)

減災のための取組項目 (概ね5年間)		羽越河川国道		新潟県		新潟地方気象台		村上市		関川村		胎内市		荒川水力電気		赤芝水力発電		東北電力	
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																			
■救援・救助活動の効率化に関する取組																			
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E.T	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討			・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討						
		検討中	引き続き実施	検討中	引き続き検討			未着手【R2.3現在】	引き続き検討	未着手	引き続き検討	未着手【R2.3現在】	引き続き検討						
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																			
①大規模水害を想定した荒川排水計画(案)の検討を実施	R.S	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車に関する以下の情報の確認及び情報共有 ①排水ポンプ車想定箇所リスト ②浸水常習箇所リスト ③排水ポンプ車想定箇所カルテ ④排水ポンプ車想定箇所図	引き続き毎年実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の情報提供	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の情報提供	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の情報提供	H29年度から検討						
		R2年度に大規模水害を想定した荒川排水計画(案)策定に無向け検討を開始	引き続き実施	排水ポンプ車に関する浸水常習箇所、排水ポンプ車想定箇所等の情報を確認し、国と共有	引き続き毎年実施			未着手【R2.3現在】	引き続き検討	排水ポンプ車に関する浸水常習箇所、排水ポンプ車想定箇所等の情報を確認し、県(振興局)と共有	引き続き実施	未着手【R2.3現在】	引き続き検討						
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き毎年実施			・連絡体制の確認	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き毎年実施						
		洪水対応演習(情報伝達訓練)の中で情報共有	引き続き毎年実施	洪水対応演習(情報伝達訓練)の中で情報共有	引き続き毎年実施			洪水対応演習(情報伝達訓練)の中で情報共有	引き続き毎年実施	洪水対応演習(情報伝達訓練)の中で情報共有	引き続き毎年実施	洪水対応演習(情報伝達訓練)の中で情報共有【R1.4.26】洪水対応演習の中で排水ポンプ車出動要請訓練を実施。	引き続き毎年実施						
③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練を実施	H28年度から検討			・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加を検討	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加を検討	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加を検討	引き続き毎年実施						
		H30は羽越河川国道事務所のみで実施。 H31は各機関への案内を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車の実働訓練の実施を検討 ・関川村と排水ポンプ車想定箇所を現地で確認	引き続き毎年実施			排水ポンプ車の実働訓練に参加検討	引き続き毎年実施	排水ポンプ車の実働訓練に参加検討	引き続き毎年実施	排水ポンプ車の実働訓練に参加検討	引き続き検討						

減災目標を達成するための取組状況概要

番号	内 容	実施主体
①	簡易型河川監視カメラの設置	羽越河川国道事務所
②	重要水防箇所等の合同巡視を実施	羽越河川国道事務所、新潟県、村上市、関川村、胎内市
③	市村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	羽越河川国道事務所
④	洪水を河川内で安全に流す対策	新潟県
⑤	情報伝達、避難計画等に関する事項	新潟県
⑥	県内全市町村への首長訪問実施と地域防災計画改定支援の実施	新潟地方気象台
⑦	洪水警報の危険度分布広報グッズ「危険度分布ルービックキューブ」	新潟地方気象台
⑧	胎内市防災訓練を海岸地区の5自治会・集落を対象に、地震・津波を想定した住民参加型の訓練を行った。	胎内市
⑨	自主防災組織の代表として防災知識の向上と意識高揚を図るための視察研修会。	胎内市
⑩	自主防災訓練において、災害を想定しての各種訓練を実施	胎内市
⑪	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動	荒川水力電気(株)
⑫	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動	荒川水力電気(株)
⑬	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動	赤芝水力発電(株)
⑭	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動	東北電力(株)

取組項目	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易型河川監視カメラの設置
内 容	簡易型河川監視カメラの設置
実施主体	北陸地方整備局羽越河川国道事務所

簡易型河川監視カメラを、直轄管理区間に4箇所設置。(4月より運用開始)
「川の水位情報(危機管理型水位計)」にて確認可能。 <https://k.river.go.jp/>



取組項目	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検を実施
内 容	重要水防箇所等の合同巡視を実施
実施主体	北陸地方整備局羽越河川国道事務所、新潟県村上地域振興局地域整備部 村上市、関川村、胎内市
羽越河川国道事務所、新潟県、村上市、関川村、胎内市と合同で荒川(国管理区間)の重要水防箇所と水防倉庫の合同巡視を行うとともに、荒川(国管理区間)の重要水防箇所の情報共有を行いました。 【実施概要】 ・日 時：令和元年6月16日 11:10～12:00 ・参加者：羽越河川国道事務所、新潟県、村上市、村上市消防団、関川村、関川村消防団、胎内市 ・内 容：① 重要水防箇所の点検(荒川を3班に分けて実施) ② 水防倉庫の資材確認・点検を実施	



重要水防箇所の点検状況(R1.6.16)

取組項目	小中学校等における水災害教育を実施
内 容	市村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。
実施主体	北陸地方整備局羽越河川国道事務所

羽越河川国道事務所では小中学校からの要請により、出前講座を実施した。

【実施概要】

- ・実施回数: 令和元年度は3校延べ5回実施
- ・参加者 : 羽越河川国道事務所、保内小学校、平林小学校、金屋小学校
- ・内 容 : 荒川の概要と水害について

実施日	学校名
R1.6.25	保内小学校
R1.6.28	平林小学校
R1.7.8	金屋小学校
R1.11.20	金屋小学校
R1.11.22	保内小学校



保内小学校



平林小学校



金屋小学校

取組項目	1. ハード対策の主な取組
内 容	■洪水を河川内で安全に流す対策
実施主体	新潟県

【実施概要】

- 鍬江沢川、山田川、前川、大溝川、藤沢川の河道掘削及び伐木を実施
- 洪水を河川内で安全に流す取組として、新潟県では、河川の維持管理において河床掘削、伐木及び流木処理など適切な管理を引き続き実施していく。(河道断面の確保)

河床掘削工事の状況

一級河川鍬江沢川(関川村大字土沢)

着手前



完了



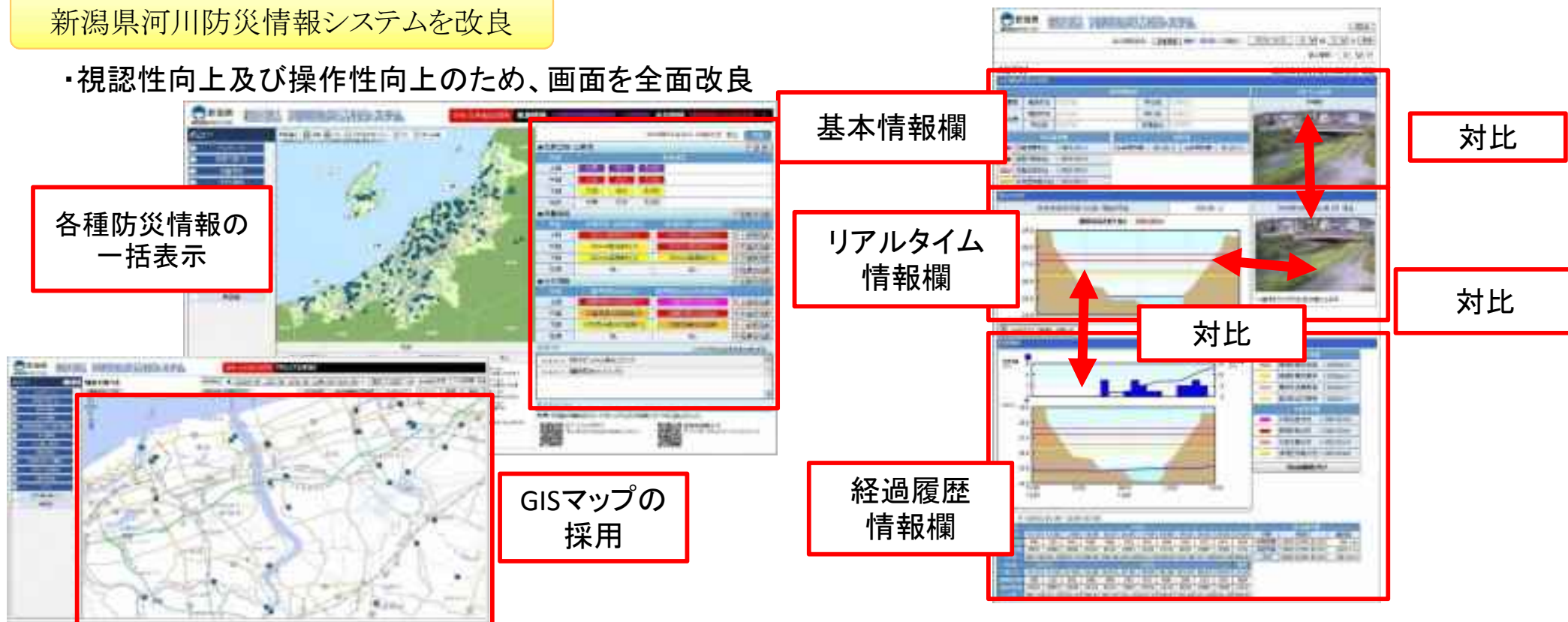
取組項目	2. ソフト対策の主な取組
内 容	■ 情報伝達、避難計画等に関する事項
実施主体	新潟県

【実施概要】

- 視認性及び操作性向上のため、新潟県河川防災情報システムを改良運用開始(R1.6.13)
- 登録型メール配信サービス「防災速報@新潟県」による防災情報等の配信開始(R1.7.3)
- 一般県民向けに洪水・土砂災害・津波ハザードマップを閲覧する機能などを有する防災アプリ「新潟県防災ナビ」の運用開始(R1.7.5)

新潟県河川防災情報システムを改良

- ・ 視認性向上及び操作性向上のため、画面を全面改良



もしもの時に備えよう！

「**防災速報@新潟県**」で河川防災情報及び緊急情報等を登録いただいた方にメールで配信します！

— 配信する情報 —

河川防災情報

県内の主要な35河川の**水位情報**及び**氾濫発生情報**を配信します！



登録時に受信
したい河川及び情報
を選択できます

配信メール（例）

【警戒レベル4相当】※

〇〇川の〇〇市〇〇付近で水位が上昇し、避難情報発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビ等で市町村の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

配信対象河川

【下越】

◆三面川
◆高根川
◆門前川
◆荒川
◆加治川
◆胎内川
◆能代川
◆早出川
◆常浪川
◆阿賀野川
◆中ノロ川
◆小阿賀野川

【中越】

◆五十嵐川
◆加茂川
◆下条川
◆刈谷田川
◆渋海川
◆栖吉川
◆猿橋川
◆太田川
◆黒川
◆破間川
◆信濃川
◆魚野川

◆三国川

◆鯖石川
◆鵜川

【上越】

◆保倉川
◆関川
◆矢代川
◆柿崎川
◆正善寺川
◆渋江川
◆姫川
【佐渡】
◆国府川

※ 警戒レベルに応じた避難行動の例

警戒レベル3 ㊦ **避難に時間を要する人とその支援者は避難開始！**
その他の人は避難準備を整えましょう！

警戒レベル4 ㊦ **全員が避難を開始！**



その他の緊急情報

緊急にお知らせしたい情報がある場合、メールを配信します！

QRコード



新潟県防災ポータル

検索

— 登録方法 —

- ① 左記QRコードの読み取り又は新潟県防災ポータルより、サイトにアクセス
- ② 「空メール」を送信
- ③ 登録用URLが記載されたメールが届く
- ④ 届いたメールの手順に従って登録

※1 登録料無料

※2 通信料・パケット利用料金等は利用者の負担になります。

『防災速報@新潟県』登録手順のご案内

ご登録の前に

「防災速報@新潟県」には、メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。
また、携帯電話で迷惑メール対策の設定をされている場合は、右の2つの設定を行ってからご登録をお願いいたします。

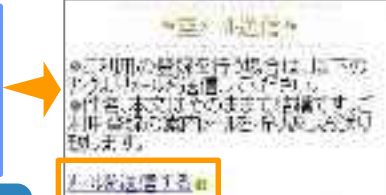
- 「@sg-m.jp」ドメイン、あるいは「niigata-bousai@sg-m.jp」のアドレスからのメールの受信を許可する
- URL付きメールの受信を許可する

※迷惑メール対策の設定をされていない場合でも、より確実にメールを受信するために設定をされることを、強くおすすめ致します。

登録手順

1

QRコードを読み取り、
サイトにアクセスし、
「空メール」を送信します。



空メールとは
件名・本文を入力しない
メールの事です。

空メール送信画面URL：

<https://service.sugumail.com/niigata-bousai/>

QRコードの読み取りができない場合は下記アドレスに空メールを送信してください。

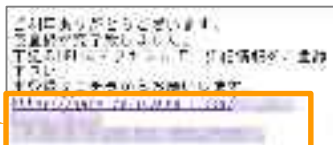
t-niigata-bousai@sg-m.jp

登録手順

2

登録用URLが記載された
メールが届きます。

アクセス!



迷惑メール設定をしている場合は、事前に「@sg-m.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。

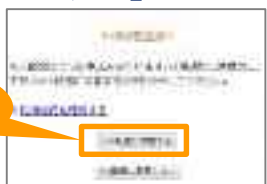
URLへアクセスできない場合は、Webブラウザを「Cookieを有効にする」に設定してください。

登録手順

3

利用規約をご確認の上、
「メール配信に同意する」ボタン
を押します。

登録には同意が必要になります。



登録に困ったら

登録についてわからないことがありましたら、右のQRコードからヘルプサイト（FAQ）にアクセスして下さい。

※携帯会社ごとの迷惑メールの設定方法もご確認いただけます。

▼FAQ（ヘルプサイト）

<https://service.sugumail.com/niigata-bousai/faq/m/>



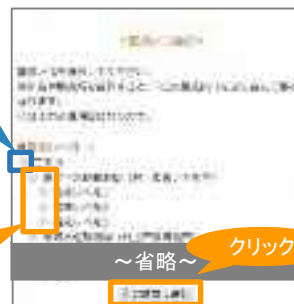
登録手順

4

配信情報を選択します。

「河川名」を選択すると、
全ての観測所／警戒レベルに
送られるメールを受信します。

希望する「観測所」／「警戒レベル」
にチェックを入れて下さい。



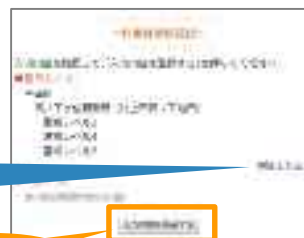
クリック

登録手順

5

入力内容を確認し、登録します。

修正する場合は
「修正する」から
入力画面に戻ってください。



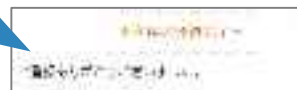
クリック

登録手順

6

登録完了です。

登録後、「本登録完了のお知らせ」メールが届きます。
ご確認ください。



登録情報変更・退会

登録メールアドレス・登録情報を変更/退会する場合は、配信されたメールに記載されているURLからマイページにアクセスし、メニューを選択します。

メールアドレス変更

変更後のメールアドレスを入力し「入力内容を変更する」ボタンを押します。
入力したメールアドレス宛に変更確認メールが届きます。メールを開いてURLを選択します。
「メールアドレスの変更が完了しました」と表示されたら、変更は完了です。



アクセス!

登録情報変更

配信情報選択画面が表示されます。
配信内容を確認/変更しながら画面を進みます。
登録完了後に「登録情報変更のお知らせ」メールが届きます。



メニューをクリック

退会される方はコチラ

退会の確認画面が表示されます。
「退会する」ボタンを押します。
「退会処理が完了しました。」と表示されます。
「解約のお知らせ」メールが届きます。

●配信されたメールを削除してしまった場合は・・・
「防災速報@新潟県」登録手順のご案内に沿って空メールを送信してください。
折り返し届く「本登録済のお知らせ」メールに記載されているURLからマイページにアクセスできます。

自らの命を
自ら守るための

新潟県
公式

新潟県

防災ナビ



新潟県内の
防災情報が
プッシュ通知で
届きます。



トッキッキ



防災情報

避難情報や気象情報など、最新の防災情報を表示します。



避難所・ 避難場所検索

現在地周辺の避難所等を自動的に検索して地図上に表示します。



現在地情報

現在地の標高、近隣の避難所数などを表示します。



安否登録

現在地から安否登録ができます。登録されている方の安否確認ができます。



インストール

App Store
からダウンロード

Google Play
でインストール



このQRコードを読みとると、
新潟県防災ナビで検索！

新潟県防災ナビ 検索

スマートフォン用アプリ

新潟県防災ナビの使い方

3つのステップ

ステップ

1

ふだんから

洪水、土砂災害などのリスクや避難先を確認

洪水、土砂災害、津波などのハザードマップで、お住いや職場のある地域で起こりえる災害と、その場合の避難所、避難場所をチェック

ハザード情報表示



避難所・避難場所検索



ステップ

2

災害が迫ったら

プッシュ通知などでいち早く情報入手

自動で届くプッシュ通知を開き、市町村からの避難勧告、避難指示（緊急）、気象台からの大雨警報、洪水警報などの情報をキャッチ

プッシュ通知



避難情報詳細



ステップ

3

避難の際に

避難行動にアプリの機能を活用

避難の際には避難所の方向を示す「避難コンパス」や、「ARカメラ」の画像も参照し、指定避難所・避難場所へ速やかに避難

避難コンパス



ARカメラ



さらに

3つのステップ以外にも
こんな機能もあります！



自身や友人の安否確認もできます！
安否確認ツールで自らや家族の安否を登録、友人等の安否を確認可能。



市町村から発令される避難情報について

自らの命を守るため避難情報(警戒レベル 3、4)が発令されたら速やかに避難！

警戒レベル 3

避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間を要する方（高齢者の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。
その他の方は、避難の準備を整えましょう。

警戒レベル 4

避難勧告

速やかに避難場所へ避難をしましょう。
外出することによって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

避難指示(緊急)

まだ避難していない方は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。外出することによって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。
※警戒レベルは、このアプリでは表示されませんのでご注意ください。（今後のバージョンアップにより、表示を予定しています）

新潟県防災局 危機対策課

025-282-1638

カテゴリー	2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組 ■情報伝達、避難計画等に関する事項 ②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善
内 容	県内全市町村への首長訪問実施と地域防災計画改定支援の実施
実施主体	新潟地方気象台

県内全市町村への首長訪問実施と地域防災計画改定支援の実施

【実施概要】

- ・ 日 時：令和元年4月～8月
- ・ 内 容：3月の避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定を受けて、洪水警報の危険度分布活用に向けた地域防災計画の改定支援を実施。

【台長による首長との懇談】

- ・ 避難勧告ガイドライン改定（危険度分布の活用）、ホットライン運用による支援などを台長自らが首長に解説することでトップ間の連携強化と信頼関係の構築を促進した。

【防災担当者との打ち合わせ】

首長訪問に合わせて、さらに各市町村の防災担当者と気象台担当者が避難レベル導入に伴う、流域雨量指数（危険度分布）の地域防災計画への反映についての改定支援を実施した。



2019.06.05新潟市 首長訪問



2019.07.08上越市 首長訪問



2019.07.22三条市 防災担当者打合せ

カテゴリー	2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組 ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
内 容	洪水警報の危険度分布広報グッズ「危険度分布ルービックキューブ」の配布
実施主体	新潟地方気象台

ポスター「危険度分布ルービックキューブ」の配布

【実施概要】

- ・ 日 時：令和元年8月末までに県内市町村の防災担当者に配布済。
- ・ 内 容：気象庁では、雨による災害発生の危険度を地図上に表示する「洪水警報の危険度分布」等を提供しています。危険度分布のレベル（色）と取るべき行動を日ごろから身近に感じて頂くため、「危険度分布ルービックキューブ」を県内全市町村に配布した。

いつも手元において、危険度の色で直感的に取るべき行動を思い浮かべるのに便利だとの声が多かった。



取組項目	令和元年度胎内市防災訓練
内 容	胎内市防災訓練を海岸地区の5自治会・集落を対象に、地震・津波を想定した住民参加型の訓練を行った。
実施主体	胎内市

国土交通省羽越河川国道事務所、飯豊山系砂防事務所、陸上自衛隊第30普通科連隊、新発田警察署、胎内消防署、胎内市消防団、胎内赤十字奉仕団、胎内パラモーター協会、NTT東日本、胎内市自主防災組織連絡協議会

【実施概要】

- ・日 時 : 令和元年9月1日(金)8:45 ～ 12:00
- ・参加者 : 511名
- ・内 容 : ①避難訓練
②消防車による放水体験、土のう訓練、装備品展示
③NTT東日本災害伝言ダイヤル体験
④自衛隊と胎内市赤十字奉仕団の炊き出し



照明車両の展示
(羽越河川国道事務所)



①避難者輸送



②放水体験



④炊き出し

取組項目	胎内市自主防災組織連絡協議会視察研修会
内 容	自主防災組織の代表として防災知識の向上と意識高揚を図るための視察研修会。
実施主体	胎内市自主防災組織連絡協議会

【実施概要】

- ・日 時：令和元年11月6日(水)
- ・参加者：自主防災組織代表55名
- ・内 容：① 山形県鶴岡市消防本部庁舎の見学と説明
② 山形県鶴岡市三瀬自治会との意見交換会



鶴岡市消防本部による説明



鶴岡市消防本部庁舎の見学



三瀬自治会との意見交換会

取組項目	自主防災訓練
内 容	自主防災訓練において、災害を想定しての各種訓練を实。
実施主体	各自主防災訓練

令和元年度自主防災訓練実績一覧

No.	自治会・集落	実施日	実 施 場 所	内 容
1	住吉町	4月14日	北公園	避難訓練、初期消火訓練
2	羽黒	4月19日	羽黒公会堂	防災講話
3	近江新	5月19日	近江新集会所	避難訓練
4	あかね町	5月19日	あかね町集会所	防災講話
5	高野	5月26日	高野集会所	避難訓練、防災講話
6	住吉町	6月9日	北公園	避難訓練
7	宮久	6月12日	宮久公会堂	防災講話、初期消火訓練
8	鍛江	6月16日	鍛江集会所	放水訓練、炊出し訓練
9	築地	6月23日	築地地内消火栓付近	消火栓使用訓練
10	横道	6月26日	横道ふれあいセンター	避難訓練、応急救護法訓練
11	塩谷	6月29日	塩谷集落センター	避難訓練、心肺蘇生法訓練
12	若松町1	7月6日	産業文化会館	避難訓練、応急救護法訓練
13	村松浜	7月19日	村松浜集会所	防災講話
14	熱田坂	7月27日	集落公園	避難訓練、初期消火訓練、心肺蘇生法訓練
15	土作	7月28日	土作集落センター	初期消火訓練、心肺蘇生法訓練
16	北町	8月10日	北町集会所	心肺蘇生法訓練
17	塩谷	8月18日	塩谷集落センター	避難訓練、炊き出し訓練、防災講話
18	草野	8月18日	ふれあい公園	避難訓練、心肺蘇生法訓練、放水圧体験、消火栓使用訓練
19	あかね町	8月25日	あかね町第一公園	避難訓練
20	東本町6	8月25日	中条中学校前	避難訓練、初期消火訓練
21	鼓岡	8月25日	鼓岡地区担い手センター	避難訓練、初期消火訓練、心肺蘇生法訓練
22	横道	8月25日	横道ふれあいセンター	避難訓練、応急救護法訓練
23	下高田	8月25日	石動神社前広場	初期消火訓練、放水圧体験
24	高畑	9月8日	高畑多目的集会所	避難訓練、応急救護法訓練
25	築地	9月8日	築地文化センター	避難訓練、防災講話

26	乙	9月8日	少年自然の家	避難訓練
27	星の宮1	9月8日	東公園、中央公園、西公園	避難訓練、初期消火訓練
28	新栄町	9月14日	新栄町集会所	避難訓練、心肺蘇生法訓練
29	北本町2	10月6日	旧若宮保育園前広場	避難訓練、初期消火訓練、防災講話
30	長橋	10月6日	長橋ふるさとセンター	避難訓練、初期消火訓練
31	柴橋	10月6日	旧柴橋小学校グラウンド	避難訓練
32	黒川合同	10月11日	黒川小学校	避難訓練、防災教室
33	蔵王	10月13日	蔵王集落開発センター	心肺蘇生法訓練
34	二葉町1	10月20日	とっさか防災公園	避難訓練
35	西本町3	10月20日	道祖神、公会堂	避難訓練、心肺蘇生法訓練
36	飯角	10月27日	飯角公会堂脇広場	避難訓練、防災講話
37	村松浜	10月27日	村松浜集会所	心肺蘇生法訓練、応急救護訓練
38	若松町2	10月27日	若松町2集会所	避難訓練、心肺蘇生法訓練
39	半山	10月27日	半山集会所	避難訓練、応急担架作成方法、防災講話
40	平木田駅前	10月27日	平木田駅前公会堂	避難訓練、防災講話
41	坂井	11月3日	坂井集落公園	避難訓練、心肺蘇生法訓練
42	若松町1	11月10日	若松町1集会所	避難訓練、応急救護訓練
43	荒井浜	12月1日	荒井浜公会堂	初期消火訓練、避難所に関する映像視聴

2回訓練を実施した組織

訓練回数 43回

訓練を実施した組織 37組織

2回訓練を実施した組織

訓練回数 43回
訓練を実施した組織 37組織

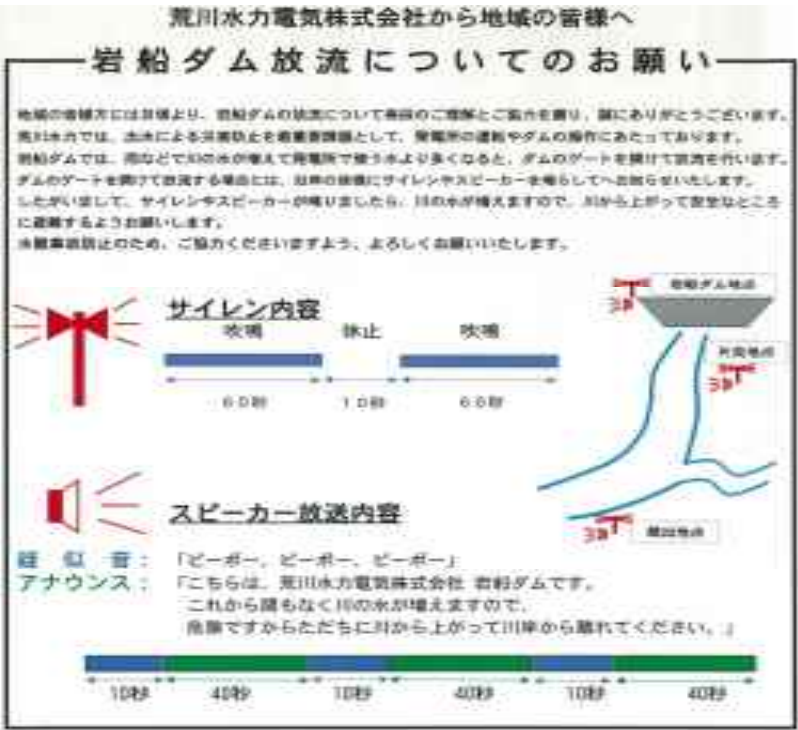
取組項目	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
内 容	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動
実施主体	荒川水力電気(株)

ダム放流による危害防止を図るため、警報内容についてダム周辺の地元へチラシの配布を予定している。

【実施概要】

- ・掲載日時：令和2年4月に配布を予定。
- ・内 容：① ダム周辺の地元の皆様に、岩船ダムから放流する際の内容について、詳細にお知らせします。

ダム周辺地元へのチラシ配布
(R2.4月予定)



取組項目	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
内 容	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動
実施主体	荒川水力電気(株)

- ダム放流による危害防止を図るため、警報内容について関川村広報誌へ掲載した。
- 【実施概要】
- ・掲載日時：令和元年8月1日(せきかわむら広報:お知らせ版)
 - ・内 容：① ダム洪水吐ゲートから放流する時は、放流開始する10分前にサイレンやスピーカーを鳴らしてお知らせします。
 - ② 放送後は、川の水が増えてくるので川からあがって安全なところに避難するようお願いします。
 - ③ その他、サイレン吹鳴のパターンを表示。



広報誌への掲載状況

取組項目	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
内 容	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動
実施主体	赤芝水力発電株式会社

ダム放流における水難防止を目的に、放流警報に関わる内容を関川村広報誌へ掲載。

【実施概要】

- ・掲載日：令和元年8月1日（広報せきかわ お知らせ版）
- ・内 容：① ダムゲート放流開始前の警報について
② ゲート放流後の河川増水への備えについて
③ サイレンの吹鳴パターンについて

関川村広報誌への掲載



取組項目	「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ敏速な避難
内 容	「水難災害意識社会」の再構築に役立つ広報活動
実施主体	東北電力株式会社

水難防止のPRのため、自治体、学校、漁業共同組合(釣券販売個所含む)、旅館・ホテル(温泉組合含む)に、チラシならびにポスターを配布した。 【実施概要】 ・日 時 : 令和1年7月10日(水)から7月18日(木) ・配布先 : ①関川村役場(回覧板, キャンプ場, 学校など) チラシ980枚 ポスター8枚 ②保育園 ポスター2枚 ③関川村下関駐在所 ポスター1枚 ④荒川漁業組合(釣券販売個所含む) チラシ250枚 ポスター5枚 ⑤旅館・ホテル(温泉組合含む)・コンビニ チラシ640枚 ポスター21枚	
--	--



水難防止PR(チラシ)



水難防止PR(ポスター)

配布個所		配布状況	
		チラシ	ポスター
関川村役場	総務課 総務班	330	0
	農林観光課 商工観光班	250	4
	教育委員会 学校教育化		
	関川中学校	150	2
	関川小学校	250	2
保育園	下関保育園	0	1
	大島保育園	0	1
関川村下関駐在所		0	1
荒川漁業共同組合(釣券販売個所含む)		250	5
旅館・ホテル(温泉組合含む)・コンビニ		640	21
計		1,870	37

ポスター・チラシ配布状況

構成員の補強(福祉部局)について

平成31年3月7日付けで、厚生労働省・国土交通省が共同で発出した「水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について(依頼)」(別紙参照)の【取組内容】において、

・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災対策協議会で実施する。

とされており、本協議会においては次のように取り扱いたい。

幹事会の構成員に高齢者福祉部局の担当者を加えるか、現在構成員となっている総務課長又は総務政策課長が当該機関の代表として参加し、各機関において情報共有を確実に行うこととし、幹事会構成員は現状維持とするかは、各機関の決定に委ねることとする。

対象機関：村上市、胎内市、関川村

老振発 0307 第 1 号
国水環第 135 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川 部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公 印 省 略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

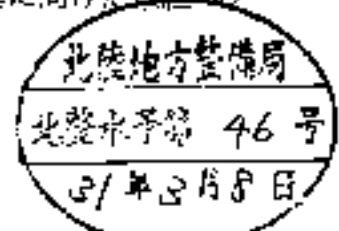
水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に際し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いします。

【取組内容】

- ・ 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- ・ 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- ・ すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する



※取組例

- ▶ 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ▶ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- ▶ 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講解等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局監理課

課長補佐 桜井（内線 3952）

TEL：03-5263-1111（代表） FAX：03-5242-7804

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峠（内線 35438）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL：03-5258-8111（代表） FAX：03-5253-1603

国 水 環 防 第 2 7 号
令和 2 年 3 月 2 5 日

都道府県
水防担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

記

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の

手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

＜ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画＞

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム（DiMAPS）」、「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」）を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立ち退き避難が必要な区域**」を検討し、これを**水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前にしっかり勉強する場面**」、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して**水害ハザードマップを作成**するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップのあり方
- 1.2 水害ハザードマップの構成
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討

- 2.1 地域における水害特性・社会特性の分析
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 早期の立ち退き避難が必要な区域の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの作成方法

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法

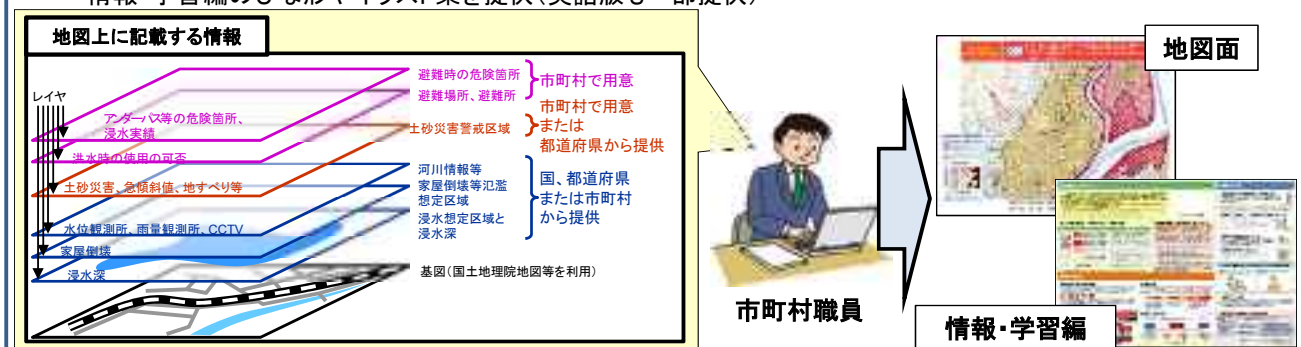
- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ（地図面、情報・学習編）を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。（平成28年4月～ 提供開始）

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立ち退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供（英語版も一部提供）



水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表(https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明



マイ・タイムライン講習会

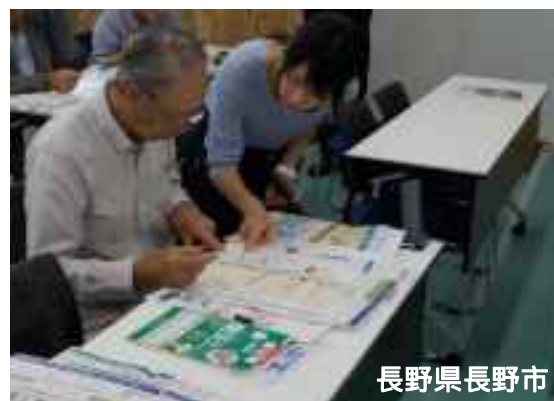
・マイ・タイムラインの取組を新たにはじめようとする自治体において、自治体の職員が、住民参加型ワークショップによるマイ・タイムライン作成講座を開催し、ファシリテーター（進行役）のノウハウが取得できるよう研修会を実施。
・さらに、ハザードマップの理解促進の一環として、自主防災組織の防災担当役員らの住民に対して、気象キャスターなどによる講話も交えながら、マイ・タイムライン作成の普及促進に向けた取組を開催しており、全国へ展開中。

< 取組実績 >

(令和2年1月末時点)

地整	事務所名	対象市町村
8 1	帯広開発建設部	北海道音更町
8 2	湯沢河川国道事務所	秋田県横手市
8 2	北上川河川国道事務所	宮城県涌谷町
8 2	山形河川国道事務所	山形県南陽市
8 3	京浜河川事務所	東京都調布市
8 4	信濃川河川事務所	新潟県小千谷市
8 4	千曲川河川事務所	長野県長野市

「逃げキッド」を活用した取組事例



長野県長野市



新潟県小千谷市



宮城県涌谷町



吉田晴香さん

秋田県横手市

< 参加者の声 >

- ・いつ何をすればいいか具体的にイメージができた(小千谷市住民)
- ・離れて暮らす家族への連絡のタイミングなど、家に帰ってから改めて検討しようと思いました(横手市住民)
- ・頭の整理ができて「見える化」が十分できたということは、おすすめして知ってもらって安全に避難できるような形にできましたら非常に良いなと感じました(涌谷町住民)



荒川水系既存ダム連絡会について

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化を目的に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が令和元年12月12日、首相官邸より示されたところである。（別添 ）

既存ダム活用については、別添 のとおりである。ソフト対策（既設ダムの運用方法の改善、事前放流の活用）をメインに検討を進めていくものである。

これを受けて、当事務所でも「荒川水系既存ダム連絡会」を設置し、既存ダムの洪水調節機能の強化を推進していくものである。

（荒川水系既存ダム連絡会の概要は別添 のとおり）

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

〔令和元年12月12日〕
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所、約180億 m^3 の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割（約54億 m^3 ）にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系（ダムが存する98水系。以下同じ。）について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

（1）治水協定の締結

河川管理者である国土交通省（地方整備局等）と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。）との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省（地方整備局等）は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利利用の状況等を考慮する。

＜治水協定の主な内容＞

○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量（洪水調節可能容量）

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
 - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
 - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中にも即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要な各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

(3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

<ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
 - ・事前放流の開始基準
 - ・事前放流による水位低下量
 - ・事前放流時の最大放流量
 - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

(4) 工程表の作成

既存ダム水利容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

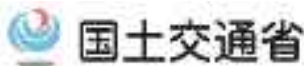
(5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。

ダムを活用について

国土交通省 水管理・国土保全局 令和元年11月26日

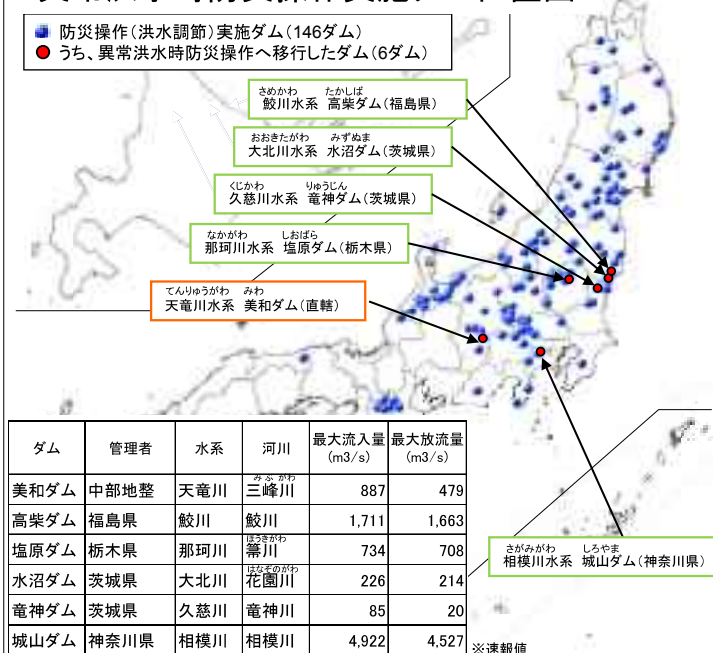


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

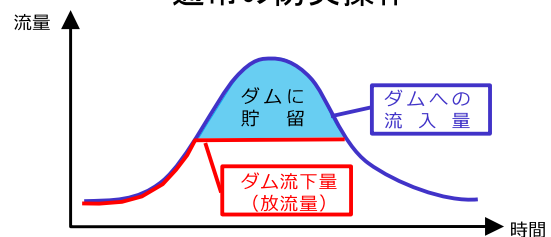
令和元年台風第19号におけるダムの防災操作の状況

- 令和元年台風第19号において、国土交通省所管ダムでは、146ダムで洪水調節を実施し、下流域の浸水被害の軽減を図ったところ。(このうち33ダムで事前放流を実施)
- 一方で、そのうち6ダムについては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と放流量を同程度とする異常洪水時防災操作へ移行。

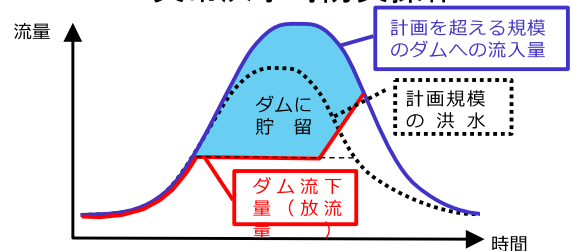
異常洪水時防災操作実施ダム位置図



通常の防災操作



異常洪水時防災操作



※異常洪水時防災操作とは
計画を超える規模の出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、放流量を徐々に増加させ、流入量と同程度を放流する操作

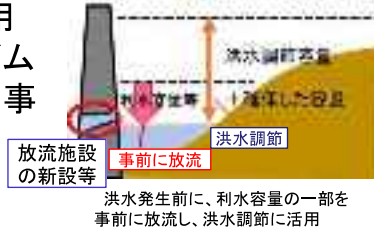
ダムの活用

- ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するのに加え、内水被害や支川のバックウォーターの影響も軽減
- ダムによる洪水調節機能の強化は有効な治水対策の一つ

①ソフト対策による洪水調節機能の強化

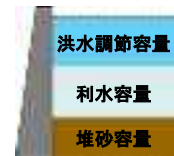
- ・利水容量の洪水調節への活用
- ・緊急時における道府県管理ダムや利水ダムを含めた統合運用・事前放流

※利水者や道府県の協力が必要
※放流施設の新設や改造等が必要な場合あり



多目的ダム

(治水および利水の目的を持つダム)



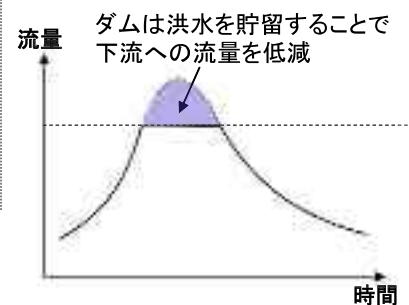
利水ダム

(利水の目的のみを持つダム)



※利水：発電、農業、上水、工業等

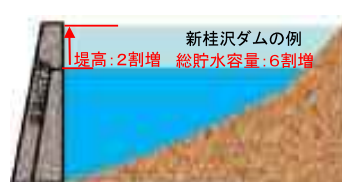
ダムによる洪水調節のイメージ



②ハード対策による洪水調節機能の強化

- ・ダムの早期整備
- ・かさ上げ等のダム再生の実施

※ダムの新設には30～50年の期間が必要
※良好なダムサイト(ダム本体を造れる場所)には限界あり

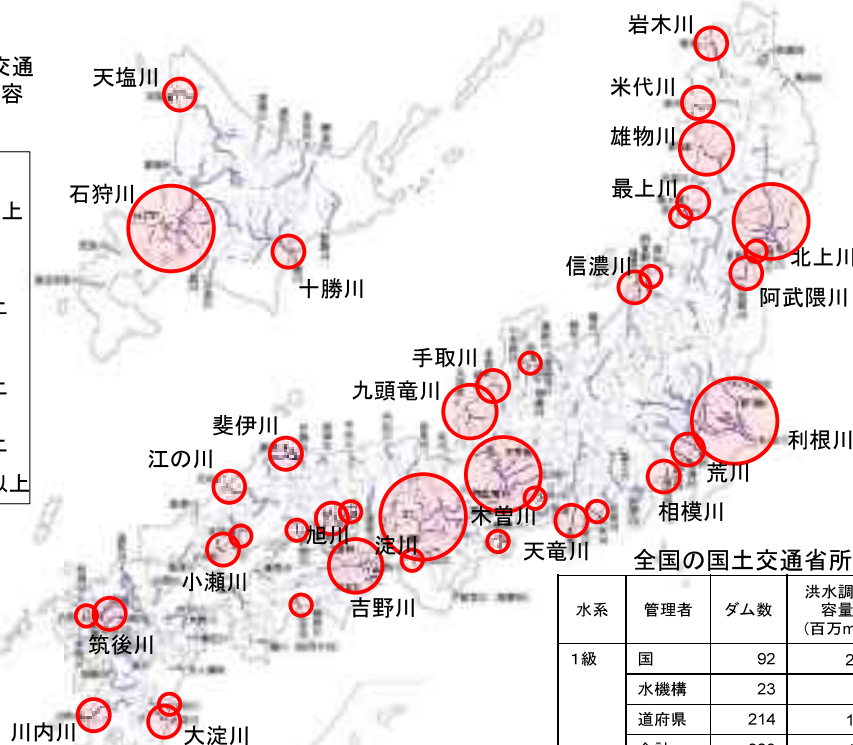
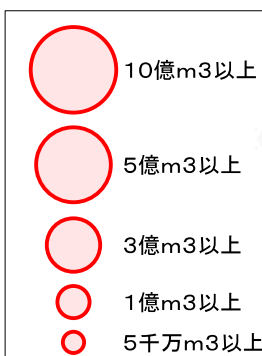


全国のダム(1460ダム)による洪水調節機能の早期の強化に向け、水系毎に、ハード対策とソフト対策を一体として、効率的・効果的に取り組むことが必要。

2

水系毎の国土交通省所管ダム(多目的ダム)の容量の合計

1級水系における国土交通省所管ダムの有効貯水容量の合計



全国の国土交通省所管ダムの容量

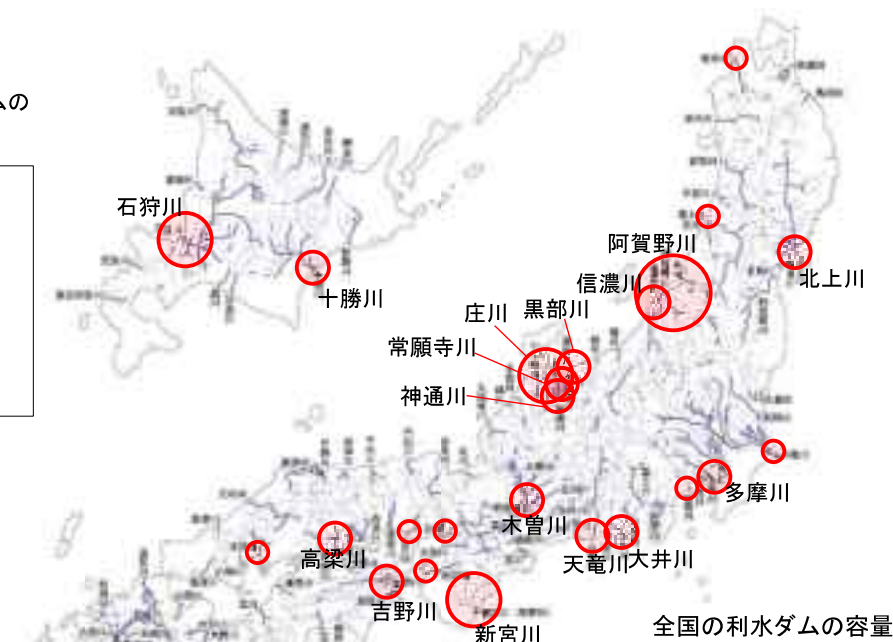
水系	管理者	ダム数	洪水調節容量 (百万m3)	利水容量 (百万m3)	有効貯水容量 (百万m3)
1級	国	92	2,837	2,713	5,550
	水機構	23	599	1,172	1,771
	道府県	214	1,059	994	2,053
	合計	329	4,495	4,879	9,374
2級	国(沖縄)	9	26	105	131
	道府県	224	873	882	1,755
	合計	233	899	987	1886
合計		562	5,394	5,866	11,260

※ 治水専用ダムを含む。 ※国(沖縄)は、沖縄振興特別措置法第七十七条に基づき国土交通大臣が管理するもの

3

水系毎の利水ダムの貯水容量の合計

1級水系における利水ダムの有効貯水容量の合計



全国の利水ダムの容量

水系	許可権者	ダム数	洪水調節容量 (百万m ³)	利水容量 (百万m ³)	有効貯水容量 (百万m ³)
1級	国	503	0	5,629	5,629
	道府県	115	0	94	94
	合計	618	0	5,723	5,723
2級	道府県	280	0	1,081	1,081
合計		898	0	6,804	6,804

※利水：発電(資源エネルギー庁所管)、工水(経産省)、農業(農水省所管)、上水(厚労省所管)

4

ソフト対策：既設ダムの運用方法の改善

- 利水者の協力のもと、洪水が予測された際に、多目的ダム及び利水ダムの利水容量を事前に放流し、洪水調節に活用。
- 関係省庁による検討・実施体制を構築し、更なる推進を図る。

● 利水容量の洪水調節への活用

①多目的ダムの事前の放流(河川管理者が利水者の協力のもとに実施)

- 道府県管理ダムを含めた総点検を行い、施設改造が不要なダムで推進
- 施設改造等が必要な場合は治水効果の高いものから順次実施

※国交省所管ダムのうち54ダムで実施体制確保済み

(参考) 多目的ダムの利水容量を恒久的に買い取った例もあるが、緊急時に限って事前放流を求めることも可能

②利水ダムの事前の放流(利水ダム管理者が河川管理者と協議のうえ実施)

- 一定規模以上かつ洪水吐ゲート等を有し、効果が見込まれるダムを優先的に実施

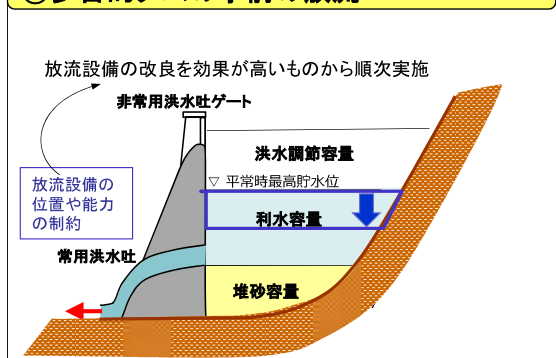
※利水ダムのうち7ダムで実施体制確保済み

(参考) 河川法52条：洪水による災害の防除又は軽減のため、緊急の必要があると認められるときは、河川管理者がダムの設置者に対し、必要な措置をとるよう指示することができることを規定したもの
※新河川法制定(昭和39年)以来、発動実績なし

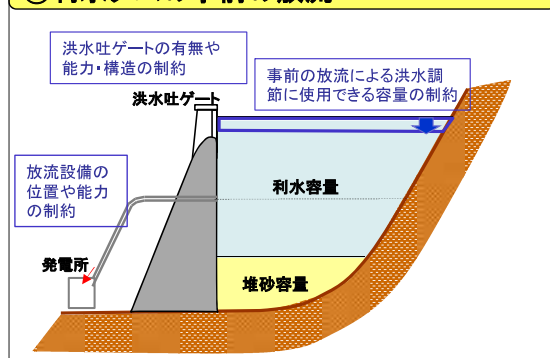
● 緊急時における道府県管理ダムを含めた統合運用・事前の放流

- 降雨予測等の精度向上を踏まえ、操作規則を見直し、道府県管理ダム、利水ダムを含め、水系でダムの機能の最大限活用

①多目的ダムの事前の放流



②利水ダムの事前の放流



5

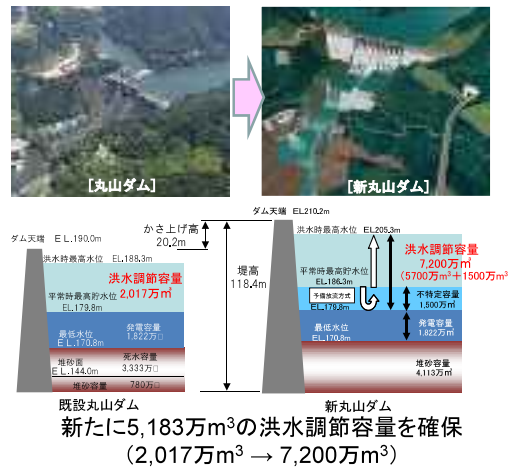
ハード対策:ダム整備等により新たな洪水調節容量の確保

- 建設中のダムの着実な整備のほか、かさ上げ等のダム再生により新たな洪水調節容量を確保して、機能を増強
○ダムによる機能増強が難しい河川では、調節池整備や河川堤防の強化等を推進
※ダムの新設:37事業、ダム再生:24事業実施中。うち、25事業で本体工事実施中(7事業が今年度完成)、ダム再生新規3事業(直轄)要求中

- ・ダム再生(ダムのかさ上げ)(新丸山ダム(岐阜県))



新たに1,900万m³の洪水調節容量を確保



- ※堤防裏法尻をブロック等で補強

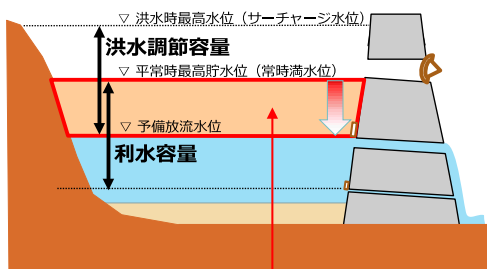
(参考) 予備放流と事前放流

- 洪水が予測される場合、事前にダムの貯水を放流し、水位を下げる。

【予備放流】

建設時の費用負担に基づき、通常時は利水用途に使い、洪水時は治水用途に義務的に使うこととしている容量から、洪水前に貯留水を放流して水位を低下。

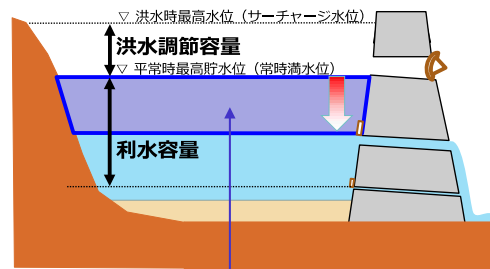
※河川法に基づく操作規則に位置づけている。



洪水調節容量と利水容量を
兼ねる容量を使用

【事前放流】

建設段階で河川管理者は費用を負担していないものの、利水者の協力（了解）がある場合に、対価なしで利水容量の一部を治水用途に使わせてもらい、洪水前にその貯留水を放流して水位を低下。



利水容量を一時的に使用

荒川水系既存ダム連絡会（仮称）

日時：令和2年2月18日（火）14時

場所：小国町役場町議室（山形県小国町）

次 第

1. 開 会

2. 議 事

1）既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

2）治水協定（案）について

3）その他

3. 閉 会

～ 資 料 ～

資料1：既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議の開催について（R元. 11. 26）

資料2：ダムの活用について

資料3：既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（R元. 12. 12）

資料4：既存ダムの洪水調節機能強化に向けた当面の取り組み、ロードマップ

参考1：操作規定（例）

参考2：令和2年度水管理国土保全局予算概要

参考3：既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議議事概要

参考4：各水系ダム位置図

出席者名簿

機関名称	役 職	氏 名	備 考
山形県県土整備部河川課	河川管理専門員	川合 伸幸	河川管理者
新潟県土木部河川管理課	施設管理係主任	小林 豊	オブザーバー
新潟県村上地域振興局 地域整備部 計画調整課	計画専門員	風間 基義	河川管理者
東北電力(株) 新潟発電技術センター	所長	村里 浩司	利水ダム管理者 鷹ノ巣ダム
赤芝水力発電(株)赤芝発電所	所長	伊藤 義明	利水ダム管理者 赤芝ダム
荒川水力電気(株)関川事業所	所長	中山 敏	利水ダム管理者 岩船ダム ダム参画利水者 大石ダム
山形県企業局電気事業課	発電管理主査	新野 義彦	ダム参画利水者 横川ダム
小国町町民税務課町民生活室	室長	小野 正晴	ダム参画利水者 横川ダム
山形地方气象台	防災管理官	藤原 昭三	関係機関
	調査官	佐々木 勇樹	
新潟地方气象台	防災管理官	杉田 興正	関係機関
	火山防災調整係	岡野 光	
羽越河川国道事務所	副所長	松井 渉	河川管理者
	事業対策管	佐々木 利幸	事務局
工務第一課	専門官	大矢 和洋	事務局
大石ダム管理支所 (欠席)	支所長	澁木 秀二	多目的ダム管理者
横川ダム管理支所	支所長	小林 弘朗	多目的ダム管理者

水害リスクラインによる水位情報の提供

1．水害リスクラインとは

国土交通省では、流域住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、「水害リスクライン」による水位情報の提供を全国で順次開始しているところですが、このたび、北陸地方整備局管内の国が管理する12水系全ての管理区間におきまして配信となりましたのでお知らせします。

「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を5段階に色分けして表示することが可能なシステムとなっており、より身近な箇所の危険度を把握することができます。さらに、市町村向けサービスでは6時間先までの水位予測が確認可能となっています。

2．閲覧場所

水害リスクラインの表示は、下記のインターネットURLで閲覧することができます。

水害リスクライン（一般向け） 水位の予測表示なし

○URL：<https://frl.river.go.jp/>

（「川の防災情報」マルチモニタからのアクセスも可能です）

川の防災情報マルチモニタURL <https://www.river.go.jp/portal/>

水害リスクライン（市町村向け） 水位の予測表示あり

○URL：<https://frlg.river.go.jp/>

市町村向けサービスの閲覧には、以下のID、パスワードが必要となります。

1つのIDで同時に5人までログイン可能

（ID、パスワード、操作マニュアルは別途送付します）

3．利用にあたっての留意点

現時点の水害リスクラインでは、「流域界、行政界、浸水想定区域図（計画洪水、想定最大洪水）」の情報が表示ができない状態となっております。

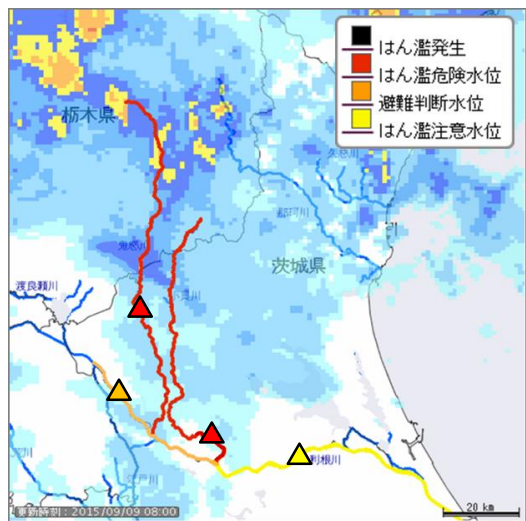
表示対応は夏頃の予定となっております。

水害リスクラインによる水位情報の提供

上流から下流まで連続的に、地先毎の洪水危険度を把握・表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進

現行の洪水予報・危険度の表示

水位観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示



荒川水防連絡会・荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 提案議題

機関名： 関川村

提案議題

機関名	議題名	提案主旨	回答
関川村	出水時における荒川頭首工の緊急的な操作について	荒川頭首工のゲート操作については、流入量によりその基準が定められているところ。 他方、上流での局地的な大雨等によって荒川の水位が上昇した場合、頭首工の上流に位置する公園の浸水や、支流の内水氾濫等の被害が発生する恐れがある。 これらを防ぐため、上述した流入量による操作基準とは別に、緊急的にゲートを操作いただくことが可能か、またその際に考えられる連絡体制について伺いたい。	荒川頭首工のゲート操作は、流入量ではなく水位により行っています。実際のゲート操作は、上関の水位情報や上流ダムの放流情報および雨雲の状況等を総合的に判断し行っています。また、放流を行う場合は下流部に急激な水位変動を起こさないように、また胎内市上水道や農業用水の取水に影響がないように、「荒川頭首工管理規程」に基づき操作を行っており、今後も同様に考えております。

提案議題がありましたら、上記に記載し事務局まで送付ください。事務局より構成機関に送付を行います。 提案議題×切:3月10日(水)

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく「荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、荒川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、一級河川荒川とその全ての支川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局羽越河川国道事務所（調査課）及び新潟県村上地域振興局地域整備部（治水港湾課）が共同で行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成31年4月22日から施行する。

別表 - 1

機 関 名	代 表 者
北陸地方整備局羽越河川国道事務所	事 務 所 長
新潟県村上地域振興局	地 域 整 備 部 長
新潟県村上地域振興局	農 林 振 興 部 長
村 上 市	市 長
関 川 村	村 長
胎 内 市	市 長
村上市消防本部	消 防 長
新発田地域広域事務組合消防本部	消 防 長
荒川水力電気(株)関川事業所	所 長
赤芝水力発電(株)	代 表 取 締 役
東北電力(株)新潟発電技術センター	所 長
新潟地方气象台	台 長
(オブザーバー)	
荒川沿岸土地改良区	理 事 長

別表 - 2

機 関 名	代 表 者
北陸地方整備局羽越河川国道事務所	副 所 長 (技術河川担当)
"	事業対策官
"	総 務 課 長
"	工 務 第 一 課 長
"	調 査 課 長
"	荒川出張所長
"	大石ダム管理支所長
"	横川ダム管理支所長
新潟県村上地域振興局	地 域 整 備 部 治水・港湾・課長
"	農 林 振 興 部 農 村 計 画 課 長
村 上 市	総 務 課 長
関 川 村	総務政策課長
胎 内 市	総 務 課 長
村上市消防本部	消 防 長
新発田地域広域事務組合消防本部	警 防 課 長
荒川水力電気(株)関川事業所	副 所 長
赤芝水力発電(株)	所 長
東北電力(株)新潟発電技術センター	所 長
新潟地方气象台	防 災 管 理 官
(オブザーバー)	
荒川沿岸土地改良区 荒川頭首工管理所	所 長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 荒川流域の減災に係る取組方針

平成30年4月16日

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

荒川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 2 市 1 村（村上市、関川村、胎内市）、荒川水力電気株式会社関川事業所、赤芝水力発電株式会社、東北電力株式会社新潟発電技術センター、新潟県、新潟地方气象台、北陸地方整備局羽越河川国道事務所で構成される「荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 17 日に設立した。

本協議会では、荒川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 荒川中流域は、朝日・飯豊山系の縁辺部と櫛形山脈の間に形成された峡谷部と盆地地形であるため、氾濫流が吐けにくく、浸水継続時間が長期に渡る恐れがある。
- 2) 荒川下流域は、花立狭窄部から日本海にかけて扇状地を形成しているため、氾濫流が広範囲に拡散する。
- 3) 水衝部の局所洗掘や河岸侵食、漏水等の越水以外にも水害リスクのある箇所が存在している。

4) 洪水氾濫により、基幹交通、緊急輸送路である7号, 113号線などが長期に渡り浸水する恐れがあり、社会経済が大きな打撃を受けることから、早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

このような課題に対し、本協議会においては、『水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ荒川の大規模氾濫に対し「迅速・確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、荒川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
村上市	市長
関川村	村長
胎内市	市長
村上市消防本部	消防長
新発田地域広域事務組合消防本部	消防長
荒川水力電気(株)関川事業所	所長
赤芝水力発電(株)	代表取締役
東北電力(株)新潟発電技術センター	所長
新潟地方气象台	台長
新潟県村上地域振興局	地域整備部長
新潟県村上地域振興局	農林振興部長
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長
<オブザーバー>	
荒川沿岸土地改良区	理事長

3. 荒川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

荒川流域は、新潟県・山形県及び福島県の3県3市2町1村にまたがり、その源を磐梯朝日国立公園内にある大朝日岳（標高1,870m）に発し、山間部を南西に流れて小国盆地に至り、流向を西に転じ飯豊山系に源を発する横川、玉川等支川を合わせて新潟県に入り、山間狭窄部を流下しながら大石川、女川、鍬江沢川等をそれぞれ合わせ、櫛形山脈を花立狭窄部で横断し、新潟平野の北側を横断して新潟県北部の日本海に注ぐ幹川流路延長73km、流域面積1,150km²の一級河川である。

江戸時代には、荒川河口部に桃崎、海老江、塩谷の三湊が置かれた。この湊は、岩船及び新潟につながる内陸水運の中継地点として、また、荒川に沿って発達した米沢街道（別名、荒川道）を利用した内陸部との交易拠点となり、北前船の寄港地としても栄えていた。明治以降、大正・昭和にかけて舟運から陸運へと輸送手段が変化してきたが、羽越本線、国道7号といった南北交通に加え、米坂線、国道113号といった荒川沿いの交通網、平成23年3月に開通した日本海東北自動車道など、東北地方と北陸地方を結ぶ広域交通の要衝としての役割を担う。

②洪水・氾濫の特性

上・中流部は朝日・飯豊山系に囲まれ、急峻な山地部と盆地が存在し、下流部は花立狭窄部から扇状地形となるため、上・中流部は貯留型、下流部は拡散型の氾濫形態となる。

流域の気候は、日本海気候に属し、多雨多雪地域である。本流域の豪雨は6月から8月に集中しており、前線性の降雨によるものがその大部分で、台風に起因するものは少ないのが特徴である。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和41年7月、大規模な洪水が発生し、死傷者5名、家屋被害約1,650戸の被害を受け、山形、新潟両県において災害復旧工事が進められていたが、翌年昭和42年8月、前年の災害復旧中の荒川において、再び未曾有の大洪水「羽越水害」が発生した。

羽越水害では、荒川の堤防が至る所で破堤すると共に、斜面崩壊や土石流が至る所で発生し、死者行方不明者90名、家屋被害11,000戸以上という壊滅的な被害を受けた。

近年では、平成16年7月（観測史上第3位）の梅雨前線での出水では内水により、床上・床下浸水59戸、平成23年6月（観測史上第5位）の梅雨前線での出水では内水により床上・床下浸水1戸などの被害が発生した。

②河川改修の状況

昭和42年の羽越水害後、再度災害防止のため、緊急的に大規模な河川改修を実施した結果、要堤防区間の内、本川河口右岸などを除く、約99%の区間で計画堤防が確保されている。また、昭和53年に大石ダムが、平成20年に横川ダムが完成し現在に至っている。しかしながら、羽越水害と同規模の洪水が発生した場合には洪水を安全に流下させるために十分な対策となっておらず、甚大な被害が発生する恐れがある。

平成16年に策定した「荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する事項として、「部分的な築堤や河道掘削などを実施し、6,500m³/sの洪水を安全に流下させる」ため羽越水害を想定外力とした河道断面を確保する整備を進めるとしている。

荒川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 荒川中流域は、朝日・飯豊山系の縁辺部と櫛形山脈の間に形成された峡谷部と盆地地形であるため、氾濫流が吐けにくく、浸水継続時間が長期に渡る恐れがある。
- 2) 荒川下流域は花立狭窄部から日本海にかけて扇状地を形成しているため、氾濫流が広範囲に拡散する。
- 3) 水衝部の局所洗掘や河岸侵食、漏水等の越水以外にも水害リスクのある箇所が存在している。
- 4) 洪水氾濫により、基幹交通、緊急輸送路である7号、113号などが長期に渡り浸水する恐れがあり、社会経済が大きな打撃を受けることから、早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想

されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「迅速・確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための河道掘削、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばすよう、堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」としての堤防天端の舗装、円滑な避難活動や水防活動等に資する水位計等の整備、洪水調節機能を有する直轄ダム（大石ダム・横川ダム）及び利水施設の適切な施設管理
- ・ソフト対策として、羽越水害を超える想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図を公表し、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討をし、ハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市・村と連携したタイムラインの整備・改善、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討・策定、羽越水害発生から50年の節目を迎えるにあたり、水害の記憶を風化させず、防災の教訓を後世に継承するためのシンポジウムや地域防災力向上のための総合水防演習をはじめとする、「羽越水害記念事業」の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

荒川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－１参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○荒川（国管理区間）において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を羽越河川国道事務所のHP等で公表している。	
	○荒川（県管理区間）において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。	
	○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を羽越河川国道事務所と気象台の共同で実施している。	
	○災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	B

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
避難勧告等の発令基準	○地域防災計画に具体的な避難勧告を明記している。 ○荒川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。（対象3市村中、2市村）	
	●荒川における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。	C
避難場所・避難経路	○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●羽越水害を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	D
	●羽越水害を超える大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	E
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	F

超える

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
	○河川管理者からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 G
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 H
	●災害時に国・県・市村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 I
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。 J
避難誘導体制	○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。 K

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	○国土交通省、新潟県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防関係者へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。 ○災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。	L
河川の巡視区間	○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	M
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	N
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	O

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●
水防資機材の整備状況	○防災拠点、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、荒川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
	○樋門の操作点検を出水期前に実施している。
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
	●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する大石ダム、横川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。	
	○堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	○乙大日川等の県管理河川では、流下能力が不足する箇所があり、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めている。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	T
	●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	U
	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	V

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ、荒川の大規模水害に対し、『迅速・確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※迅速・確実な避難……氾濫流の流速が早く、避難が困難となる恐れがあり、氾濫流が到着する前に避難が必要

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、荒川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ①荒川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み
- ②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取り組み
- ③一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
＜荒川＞ ・海老江地区河道掘削	T	引き続き実施	北陸地整
・鳥屋地区侵食対策	U	引き続き実施	北陸地整
＜乙大日川＞ ・河川改修	T, U	引き続き実施	新潟県
■危機管理型ハード対策			
＜荒川＞ ・天端保護	V	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び 配備	O, Q	引き続き実施	北陸地整、新潟県 村上市、関川村
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計（危機管理型水位計含む） や量水標等の設置	L, J	平成28年度から 順次整備	北陸地整 新潟県

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位、気象情報、カメラ映像、ホットラインなど）	G, H I, J	順次実施 引き続き実施	北陸地整、気象台、 新潟県、村上市、 関川村、胎内市、 荒川水力、赤芝水力、 東北電力
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	C	順次実施	北陸地整、気象台、 新潟県、村上市、 関川村、胎内市
・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	D, E F	平成28年度から 順次実施	北陸地整 新潟県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D, E F, K	平成28年度から 順次実施	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市
・参加市・村による広域避難計画の策定及び支援	D, E	計画規模：平成28年度、想定最大規模：平成29年度から順次実施	北陸地整、気象台、 新潟県、村上市、 関川村、胎内市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D, E F	平成28年度から 順次実施	北陸地整、村上市、 関川村、胎内市
・水位予測の検討及び精度の向上	B	平成28年度から 検討	北陸地整、新潟県、 荒川水力、赤芝水力、 東北電力
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	平成29年度	気象台
・流域雨量指数（洪水予報の危険度分布）を活用した水害危険性周知を検討	B	引き続き実施	新潟県、気象台、 村上市

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・小中学校等における水災害教育を実施	A	引き続き実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A	引き続き実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・まるごとまちごとハザードマップを整備	D, F I	順次実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市、
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料（浸水実績含む）を作成 ・配布・周知	H	順次実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	順次実施	村上市、関川村、胎内市
・羽越水害記念事業の実施 （シンポジウム・総合水防演習等）	A	平成28年度から順次実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力

※ 荒川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	M	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	U, L M	引き続き毎年実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した水防訓練を実施	O, P	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	N, P	引き続き実施	村上市、関川村、胎内市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	O	引き続き実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	Q	平成28年度から検討	北陸地整、新潟県
■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	平成28年度から順次実施	北陸地整、村上市、関川村、胎内市

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■救援・救助活動の効率化に関する取組			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E, T	平成28年度から検討	北陸地整、新潟県 村上市、関川村、 胎内市
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
・大規模水害を想定した荒川排水計画（案）の検討・策定	R, S	平成28年度から検討	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	S	引き続き毎年実施	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	T	引き続き毎年実施 平成28年度から検討	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて

現状の取組状況の共有とりまとめについて

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	北陸地整	気象台	新潟県	村上市	関川村	胎内市	荒川水力電気	赤芝水力発電	東北電力	現状と課題	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・荒川(国管理区間)において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を羽越河川国道事務所のHP等で公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を羽越河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を羽越河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・警戒・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・荒川(県管理区間)において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 ・県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。							●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
										●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	B
避難勧告等の発令基準	・荒川(国管理区間)における避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警戒・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、新潟地方気象台へ情報提供している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。				●荒川における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。	C
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		・県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	(1)避難場所 村上市洪水避難地図(洪水・土砂災害ハザードマップ)において設定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 村上市洪水避難地図(洪水・土砂災害ハザードマップ)において設定、HPにより周知。	(1)避難所 関川村防災計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。	(1)避難所 胎内市防災ガイドブックの水害ハザードマップにおいて避難場所を明記している。 (2)避難経路 指定経路の公表までは行っていない。				●羽越水害を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	D
										●羽越水害を超える大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	E
										●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	F
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を羽越河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	・「河川防災情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。 ・洪水時の情報収集や避難の判断基準などを理解してもらえるよう家庭向けチラシを作成し、HPで公表	・村上市ホームページ、防災メール等により伝達する。	・関川村ホームページ、緊急速報メール等により伝達する。	・胎内市防災行政無線、防犯防災メール、胎内市ホームページ、緊急速達メール等により伝達する。	・ダム放流時にサイレン・スピーカー等による周知を行っている。	・ダム放流時にサイレン・スピーカー等による周知を行っている。	・ダム放流時にサイレン・スピーカー等による周知を行っている。 ・関川村広報誌の掲載、水難防止チラシの配布により注意喚起を実施	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	G
										●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	H
										●災害時に国・県・市村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	I
										●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	J
避難誘導体制				基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(移動手段等)は胎内市防災ガイドブックで記載されている。				●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	K

②水防に関する事項

項 目	北陸地整	気象台	新潟県	村上市	関川村	胎内市	荒川水力電気	赤芝水力発電	東北電力	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。		・基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・水防関係者へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。 ・「河川防災情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。	・洪水期前に羽越河川国道事務所大石ダム管理支所と大石ダム管理・貯水池運用に関する会議を実施 ・ダム操作規定で定める機関以外への情報提供を実施			●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。	L
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。		・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。	・水防警報の通知を受けたとき等、地域防災計画にて定めている。						●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	M
										●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	N
										●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	O
水防資機材の整備状況	・防災拠点、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 ・資材状況を毎年確認		・広域的な水防資材の確保のためのコーディネート制度を実施している。 ・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 ・水防資機材の不足や劣化状況を毎年確認している。	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ※村上市地域防災計画H27.3より	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ※関川村地域防災計画H21改訂より					●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	P
										●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、荒川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	Q

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項 目	北陸地整	気象台	新潟県	村上市		胎内市	荒川水力電気	赤芝水力発電	東北電力	現状と課題	
排水資機材 の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。		・樋門の操作点検を出水期前に実施している。							●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	R
										●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	S
既存ダムにおける洪水調節の現状	・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。										

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	北陸地整	気象台	新潟県	村上市	関川村	胎内市	荒川水力電気	赤芝水力発電	東北電力	現状と課題	
堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況及び今 後の整備内 容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。		・乙大日川等の県管理河川では、流下能力が不足する箇所があり、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めている。							●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	T
										●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	U
										●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	V

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	村上市	関川村	胎内市	
避難勧告等の発令基準	(1)避難準備情報 ○避難判断水位に到達した場合。かつ上流域の観測所の水位が上昇している場合。または、引き続き水位上昇が見込まれる場合 (2)避難勧告 ○はん濫危険水位に到達したとき ○異常な漏水等が発見されたとき (3)避難指示 ○堤防高に到達するおそれが高い場合。 ○堤防が決壊するおそれがあるとき。(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)	(1)避難準備情報 ・村の区域内において水害が発生し又は発生するおそれがあり、災害時要援護者を避難させる必要があると判断したとき。 ・上関水位が4.70mに達し、なお6.00mに達する恐れがあると判断したとき (2)避難勧告 ・村の区域内において水害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したとき。 ・上関水位が5.10mに達し、なお6.00mに達する恐れがあると判断したとき。 ◎避難指示発令基準 ・ (3)避難指示 ・避難勧告発令基準を基に、災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要が非常に高いと村長が判断したとき。 ※H21改定関川村地域防災計画(風水害編)より	(1)避難準備情報 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 (2)避難勧告 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 (3)避難指示 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 ※胎内市地域防災計画より	
避難場所・避難経路	(1)避難場所 避難場所(施設)は、学校、保育園、公民館、公園及び体育館、集会所、グラウンド、広場等の公共施設とする。 (2)避難経路 市は、避難場所(施設)への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。 ア 十分な幅員の確保 イ ワーに備えた複数路の確保 ウ 浸水、がけ崩れ等の危険のない箇所への考慮 エ 避難に要する時間等の確認 (3)周知方法 ハザードマップ・防災マップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民等に周知徹底する。 また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努める。 ※村上市地域防災計画H26.2(村上市地域防災計画H27.3修正)より	(1)避難所 関川村地域防災計画_資料編にて記載。 小中学校、体育館などの公共施設が主 (2)避難経路 避難場所への避難路の安全を確保するため、次の事に留意する (1) 避難場所へ至る経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。 (2)道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、遠藤の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。 (3)周知方法 標識・誘導標等の設置、広報紙・チラシの配布、防災訓練等の実施 ※関川村地域防災計画H21改定より	(1)避難所 胎内市地域防災計画_風水害対策編にて記載。 小中学校、体育館などの公共施設が主 (2)避難経路 指定経路は公表していないが、水害ハザードマップにより事前に避難所へのルートを確認するよう周知している。 (3)周知方法 胎内市防災行政無線、防犯防災メール、胎内市ホームページ等により周知する。 ※胎内市地域防災計画より	
住民等への情報伝達の体制や方法	・市は、災害発生時において、同報系防災行政無線、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、区長等は、避難行動要支援者名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。 ・自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。 ※村上市地域防災計画H26.2(村上市地域防災計画H27.3修正)より	・村は、サイレン、警鐘、村広報無線、標識、広報車等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図るものとする。 ・災害時要援護者への避難準備情報、勧告又は指示に当たっては、地域の消防団、区長等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする ※阿賀野市地域防災計画H25.4、阿賀野市水防計画P51	・避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線サイレン、半鐘、電子メールなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 ※胎内市地域防災計画より	

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	村上市	関川村	胎内市	
避難誘導体制	・住民等の避難誘導は、市、消防機関及び警察が実施する。 ア 避難の方法 (7) 地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難情報を受けて、可能な限り集団避難方式により段階的に避難させる。 (4) 誘導員は、き然たる態度で避難経路及び避難先を明示し、出発、到着の際には必ず点呼を行い人員を把握する。 イ 避難路の安全確保 (7) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により、避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。 (4) 市は、警察と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、住民等を迅速・安全に避難させる。 ウ 避難順位 避難誘導に当たっては、要配慮者を優先する。 ・不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導施設の防災責任者は、次の事項に留意して、利用者がパニック状態に陥ることのないよう現状を把握し、正確な情報を伝え、混乱が増幅することのないようしながら避難、誘導を行い、人命の安全確保に努める。 ア 混乱防止のため、確認情報と未確認情報の区別による正確な情報の伝達 イ 避難先の明示 ウ 避難経路の要所に誘導員を配置 エ 要配慮者の優先 ・自主的避難の開始 住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。 ※村上市地域防災計画H26.2(村上市地域防	・住民等の避難誘導は、村及び警察・消防及び消防団が実施するが、誘導に当たっては、できるだけ集落等あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。 ・住民等は、自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、村へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。また、できるだけ集団で行動し、高齢者等の災害時要援護者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。 ※関川村地域防災計画H21改定より	住民等の避難誘導は、民生対策部第2班及び警察署が区長及び消防団と協力して実施する。誘導に当たっては、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。 ※胎内市地域防災計画より	

② 水防に関する事項

項 目	村上市	関川村	胎内市	
河川水位等に係る情報提供	地域防災計画p28の伝達系統図の通り。 ※村上市地域防災計画H26.2(村上市地域防災計画H27.3修正)より	地域防災計画p99の伝達系統図の通り。 ※関川村地域防災計画H21改定より	地域防災計画 資料編P43の情報の伝達方法の通り。 ※胎内市地域防災計画より	
河川の巡視区間	水防管理者は、河川の水位が上昇しているとき又は指定河川に水防警報が発せられたときは、消防機関及び消防団に出動の準備をさせるとともに、人員確保のための措置を講じる。 ※村上市地域防災計画H26.2(村上市地域防災計画H27.3修正)より		荒川の水防活動は無い	
水防資機材の整備状況	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、村上市地域防災計画資料編に記載している。 ※村上市地域防災計画H26.2(村上市地域防災計画H27.3修正)より	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、関川村地域防災計画資料編に記載している。 ※関川村地域防災計画H21改定より	荒川の水防活動は無い	

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項 目	村上市	関川村	胎内市	
排水施設、排水資機材の操作・運用				

目標達成のための取組のとりまとめについて

〇概ね5年で実施する取組

別紙－2

具体的な取組の柱			課題 の 対応	目標時期	実施する機関									地域住民
事項					北陸地整	新潟県	新潟地方 気象台	村上市	関川村	胎内市	荒川水力 電気	赤芝水力 発電	東北電力	
	具体的な取組													
1. ハード対策の主な取組														
■洪水を河川内で安全に流す対策														
・河道掘削 ・侵食対策		T,U	引き続き実施	○	○									
■危機管理型ハード対策														
・堤防天端の保護		V	H28年度 から順次整備	○										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
①新技術を活用した水防 資機材の検討及び配備		O,Q	H28年度 から検討	○	○		○	○						
②円滑な避難活動や水防 活動を支援するため、簡 易水位計(機器管理型水 位計含む)や量水標等の 設置		L,J	H28年度 から順次整備	○	○									
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組														
■情報伝達、避難計画等に関する取組														
①リアルタイムの情報提供 やプッシュ型情 報の発信 など防災情報の充実(水 位、気象情報、カメラ映 像、ホットラインなど)		G,H I,J	順次整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	活用
②避難勧告等の発令に着 目した防災行動計画(タイ ムライン)の整備及び検証 と改善		C	順次実施	○	○	○	○	○	○					
③想定最大規模も含めた 破堤点別浸水想定区域 図、家屋倒壊等氾濫想定 区域の公表		D,E F	H28年度から 順次実施	○	○									活用
④立ち退き避難が必要な 区域及び避難方法の検討		D,E F,K	H28年度から 順次実施	○	○		◎	◎	◎					
⑤参加市・村による広域避 難計画の策定及び支援		D,E	〔計画規模〕 平成28年度か ら順次実施 〔想定最大規 模〕 平成29年度か ら順次実施	○	○	○	◎	◎	◎					
⑥広域的な避難計画等を 反映した新たな洪水ハ ザードマップの策定・周知		D,E F	H28年度から 順次実施	○			◎	◎	◎					活用
⑦水位予測の検討及び精 度の向上		B	H28年度 から検討	○	○					○	○	○		
⑧気象情報発信時の「危 険度の色分け」や「警報級 の現象」等の改善		J	H29年度			○								活用

◎は主体となって実施

○概ね5年で実施する取組

別紙－2

具体的な取組の柱		課題 の 対応	目標時期	実施する機関									地域住民	
事項	具体的な取組			北陸地整	新潟県	新潟地方 気象台	村上市	関川村	胎内市	荒川水力 電気	赤芝水力 発電	東北電力		
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組														
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組														
①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の共同点検の実施		A	順次毎年実施	○	○		○	○	○				参加	
②小中学校等における水災害教育を実施		A	引き続き実施	○	○	○	○	○	○				参加	
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催		A	引き続き実施	○	○	○	○	○	○				参加	
④まるごとまちごとハザードマップを整備		D,F I	順次実施	○	○		○	○	○				活用	
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料(浸水実績含む)を作成・配布・周知		H	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	活用	
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実		K	順次実施				○	○	○				参加	
⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)		A	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組														
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組														
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施		M	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施		U,L M	引き続き毎年実施	○	○		○	○	○					
③県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施		O、P	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
④水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進		N,P	引き続き実施				○	○	○				参加	
⑥国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施		O	引き続き実施	○	○		○	○	○					
⑦大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施		Q	H28年度から検討	○	○									
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組														
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施		K	H28年度から順次実施	○			○	○	○				参加	

〇概ね5年で実施する取組

別紙－ 2

具体的な取組の柱		課題 の 対応	目標時期	実施する機関									地域住民		
事項	具体的な取組			北陸地整	新潟県	新潟地方 気象台	村上市	関川村	胎内市	荒川水力 電気	赤芝水力 発電	東北電力			
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化															
■救援・救助活動の効率化に関する取組															
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施		E,T	H28年度 から検討	○	○		○	○	○						
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施															
①大規模水害を想定した荒川排水計画(案)の検討・策定		R,S	H28年度 から検討	○	○		○	○	○						
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備		S	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○						
③関係機関が連携した排水実働訓練の実施		T	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○						

[illegible]

[illegible]

減災のための取組項目 (概ね5年間)	北陸地整	新潟県	新潟地方気象台	村上市	関川村	胎内市	荒川水力電気	赤芝発電	東北電力
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組									
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組									
①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施	順次毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施	順次毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施	順次毎年実施
②小中学校等における水災害教育を実施	A	・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・新潟県防災教育プログラム【洪水災害編】を作成済み。 ・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。	H28年度から実施	地域が連携した実践的な防災教育を実施	引き続き実施
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A	・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・市村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。	H28年度から実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施	H29年度から実施
④まるごとまちごとハザードマップを整備	D,F I	・市村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成と公表	引き続き実施			まるごとまちごとハザードマップを検討	順次実施
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料(浸水実績含む)を作成・配布・周知	H	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・洪水時の情報収集や避難の判断基準等を一般住民に理解してもらえる家庭向けのチラシを作成し、ホームページで公表 ・チラシを市町村や県地域整備部へ配布	引き続き実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K							・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施	引き続き実施
⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)	A	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)	H28年度から実施	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)	H28年度から実施	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)	H28年度から実施	⑦羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習等)	H28年度から実施

減災のための取組項目 (概ね5年間)		北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		村上市		関川村		胎内市		荒川水力電気		赤芝発電		東北電力		
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																				
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																				
①水防団等への連絡体制 の確認と首長も参加した実 践的な情報伝達訓練の実 施	M	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・情報伝達訓練への支援	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制 の確認を行い、県・市・村と 共同で情報伝達訓練を実 施する。	引き続き 毎年実施	
	U,L M	・重要水防箇所等の合同巡 視を実施	引き続き 毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡 視を実施	引き続き 毎年実施			・重要水防箇所等の合同巡 視を実施	引き続き 毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡 視を実施	引き続き 毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡 視に参加	毎年実施							
	O,P	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・関係機関等の要請によ り、訓練への支援	引き続き 実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練 への参加	引き続き 毎年実施	
	N,P							・水防活動の担い手となる 水防団員の募集を促進す る。	引き続き 毎年実施	・水防活動の担い手となる 水防団員の募集を促進す る。	引き続き 毎年実施	・水防活動の担い手となる 水防団員の募集を促進す る。	引き続き 毎年実施							
	O	・国・県・自治体職員等を 対象に、水防技術講習会を 実施	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施			・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施							
	Q	・復旧活動の拠点等配置計 画を検討	H28年度 から検討	・復旧活動の拠点等配置計 画を検討	H28年度 から実施															
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																				
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	・要配慮者利用施設による 避難確保計画等の作成を 行おうとする際の技術的な 助言を行う	引き続き 実施					・要配慮者施設における避難 計画策定の推進を行う。	H28年度 から実施	・要支援者施設における避難 計画策定の推進を行う。	H28年度 から実施	・要配慮者施設における避難 計画策定の推進を行う。	H28年度 から実施							
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																				
■救援・救助活動の効率化に関する取組																				
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E,T	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度 から検討	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度 から検討			・広域支援拠点等の配置等 を検討	H29年度 から検討	・広域支援拠点等の配置等 を検討	H29年度 から検討	・広域支援拠点等の配置等 を検討	H29年度 から検討							
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																				
①大規模水害を想定した荒川排水計画(案)の検討を実施	R,S	・排水機場、樋門、排水路 等の情報を踏まえ排水ポン プ車の適切な配置計画など を検討	H28年度 から検討	・排水ポンプ車に関する以下 の情報の確認及び情報共有 ①排水ポンプ車想定箇所リスト ②浸水常習箇所リスト ③排水ポンプ車想定箇所カルテ ④排水ポンプ車想定箇所図	引き続き 毎年実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの 設置箇所の情報提供	H29年度 から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの 設置箇所の情報提供	H29年度 から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの 設置箇所の情報提供	H29年度 から検討							
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	S	・毎年、出水期前に県・市・ 町と連携して連絡体制の整備 を行い、情報共有を図る。	引き続き 毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き 毎年実施			・連絡体制の確認	引き続き 毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き 毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き 毎年実施							
③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水 計画に基づく排水訓練の検討 及び実施 ・水防管理団体が行う水防 訓練等への参加	H28年度 から実施	・排水ポンプ車の実働訓練 を実施	H28年度 から検討			・河川管理者が行う定期的 な操作訓練に参加を検討	引き続き 毎年実施	・河川管理者が行う定期的 な操作訓練に参加を検討	引き続き 毎年実施	・河川管理者が行う定期的 な操作訓練に参加を検討	引き続き 毎年実施							